

福岡県税条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

福岡県税条例施行規則（昭和三十年福岡県規則第十八号）

新旧対照表

改正案	現行
（公示送達書） 第三十二条の三 法第二十条の二に規定する公示送達は、同条第二項に規定する公示事項を施行規則第一条の八で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、第六十二条の三様式による公示送達書を掲示場に掲示し、又は電子計算機の映像面に表示したもの（閲覧）をすることができる状態に置く措置をとることによりて行うものとする。	（公示送達書） 第三十二条の三 法第二十条の二に規定する公示送達は、第六十二条の三様式による公示送達書を掲示場に掲示して行なう
（土地改良区の換地の取得に対して課する不動産取得税の納税義務の免除等の手続） 第四十六条の七 略	（土地改良区の換地の取得に対して課する不動産取得税の納税義務の免除等の手続） 第四十六条の七 略
2 条例第二十条の三十五の七第二項において準用する条例第二十条の三十三第二項の申告書は、第八十号の二様式によらなければならない。	2 条例第二十条の三十五の七第二項において準用する条例第二十条の三十五の四第二項の申告書は、第八十号の二様式によらなければならない。
3・4 略	3・4 略
（贈与により農地、採草放牧地及び準農地を取得した場合の不動産取得税の徴収猶予の手続） 第四十八条の二 略	（贈与により農地、採草放牧地及び準農地を取得した場合の不動産取得税の徴収猶予の手続） 第四十八条の二 略
2・17 略	2・17 略
18 施行令附則第十条第十四項の届出書は、第八十号の十八様式によらなければならない。	18 施行令附則第十条第十六項の届出書は、第八十号の十八様式によらなければならない。

第3号様式その4の1(第6条関係)

様

電話番号

<input type="checkbox"/> 福岡県 鉛区税納入済通知書		Ⓐ ① 1	<input type="checkbox"/>																							
		c#	82																							
加入者名	福岡県 県税事務所出納員	口座番号	合計金額																							
年度	税目3	登録番号5	実績年月16	17	23	24																				
調定事由	CD26	課税年度28	納付年月32	課税事由33	県税	納期限																				
<input type="checkbox"/> eL番号: _____ eL-QR <table border="1"> <tr> <td>税額35</td> <td>円</td> <td>課税事務所</td> <td>領収日付印</td> </tr> <tr> <td>延滞金額46</td> <td>円</td> <td>福岡県</td> <td>101</td> </tr> <tr> <td>合計金額90</td> <td>円</td> <td>県税事務所</td> <td>106</td> </tr> <tr> <td>住所氏名</td> <td>様</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="4">(県税事務所送付用)</td> </tr> </table>							税額35	円	課税事務所	領収日付印	延滞金額46	円	福岡県	101	合計金額90	円	県税事務所	106	住所氏名	様			(県税事務所送付用)			
税額35	円	課税事務所	領収日付印																							
延滞金額46	円	福岡県	101																							
合計金額90	円	県税事務所	106																							
住所氏名	様																									
(県税事務所送付用)																										
取引店 取りまとめ店 上記金額を受領したので通知します。 ゆうちょ銀行公金QR受持貯金事務センター																										
<input type="checkbox"/> 福岡県 鉛区税 納付書		Ⓑ	福岡県 鉛区税 納付書																							
加入者名 福岡県 県税事務所出納員		口座番号	合計金額																							
		(整理番号)	年度																							
		登録番号	権登録第号																							
		課税標準	税率 課税月数																							
		住 所	月分																							
		氏 名	様																							
		<input type="checkbox"/> eL番号: _____ 福岡県 県税事務所 (金融機関保管用)																								
		納付場所は裏面に記載しています。 (納税者交付用)																								

第3号様式その4の1(第6条関係)

様

電話番号

<input type="checkbox"/> 福岡県 鉛区税納入済通知書		—	<input type="checkbox"/>			
		c#	82			
加入者名	福岡県 県税事務所出納員	口座番号	合計金額			
年度	税目3	登録番号5	実績年月16	17	23	24
調定事由	CD26	課税年度28	納付年月32	課税事由33	県税	納期限
<input type="checkbox"/> _____ 取引店 取りまとめ店 上記金額を受領したので通知します。 福岡貯金事務センター						
<input type="checkbox"/> 福岡県 鉛区税 納付書		—	福岡県 鉛区税 納付書			
加入者名 福岡県 県税事務所出納員		口座番号	合計金額			
		(整理番号)	年度			
		登録番号	権登録第号			
		課税標準	税率 課税月数			
		住 所	月分			
		氏 名	様			
		<input type="checkbox"/> _____ 福岡県 県税事務所 (金融機関保管用)				
		納付場所は裏面に記載しています。 (納税者交付用)				

【新】

第3号様式その7(第6条関係)

税 納 稅 通 知 書			
住所又は所在地 氏名又は名称			
年度	税		
課 税 標 準 額	税 率	税 額	
円		円	
納 期 限	年 月 日		
備 考			

上記のとおり納付してください。
年 月 日

印

福岡県 県税事務所長

納付場所 福岡県指定金融機関、福岡県収納代理金融機関、九州内の郵便局(沖縄県を除く)、福岡県の各県税事務所

法的根拠 地方税法第 条、福岡県税条例第 条

教 示

- この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。
なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりませんが、なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。
- この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として(代表者は福岡県知事となります。)この処分の取消しの訴えを提起することができます。
ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
 - 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

延滞金

- 備考 1 この様式は、自動車税又は軽自動車税の環境性能割を普通徴収の方法によって徴収する場合に使用すること。
2 「延滞金」の下部に、当該年における延滞金の計算方法等を記載すること。

【旧】

第3号様式その7(第6条関係)

税 納 稅 通 知 書			
住所又は所在地 氏名又は名称			
年度	税		
課 税 標 準 額	税 率	税 額	
円		円	
納 期 限	年 月 日		
備 考			

上記のとおり納付してください。
年 月 日

印

福岡県 県税事務所長

納付場所 福岡県指定金融機関、福岡県収納代理金融機関、九州内の郵便局(沖縄県を除く)、福岡県の各県税事務所

法的根拠 地方税法第 条、福岡県税条例第 条

教 示

- この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。
なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりませんが、なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。
- この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として(代表者は福岡県知事となります。)この処分の取消しの訴えを提起することができます。
ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
 - 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

延滞金

- 備考 1 この様式は、自動車税若しくは軽自動車税の環境性能割又は軽油引取税を普通徴収の方法によって徴収する場合に使用すること。
2 「延滞金」の下部に、当該年における延滞金の計算方法等を記載すること。

第3号様式その9(第6条関係)

納 税 通 知 書				
住所又は所在地				
氏名又は名称 様				
年度	行為年月	年 月	軽油引取税	
課税標準量(額)	税 率		税 額	
L			円	
納 期 限	年 月 日			
備 考				
上記のとおり納付してください。 年 月 日				
印 福岡県 県税事務所長				
納付場所	納付場所は、納付書の裏面に記載しています。			
法的根拠	地方税法第 条、福岡県税条例第 条			
延 滞 金				
そ の 他	この処分に係る審査請求等については別紙をご覧ください。 ご不明の点のあるときは、所轄の県税事務所に問い合わせてください。			

備考「延滞金」の欄には、当該年における延滞金の計算方法等を記載すること。

第3号様式その9(第6条関係)

納 税 通 知 書				
住所又は所在地				
氏名又は名称 様				
年度	行為年月	年 月	軽油引取税	
課税標準量(額)	税 率		税 額	
L			円	
納 期 限	年 月 日			
備 考				
上記のとおり納付してください。 年 月 日				
印 福岡県 県税事務所長				
納付場所	福岡県指定金融機関、福岡県収納代理金融機関、福岡県内の郵便局、 福岡県各県税事務所			
法的根拠	地方税法第 条、福岡県税条例第 条			
延 滞 金				
そ の 他	この処分に係る審査請求等については別紙をご覧ください。 ご不明の点のあるときは、所轄の県税事務所に問い合わせてください。			

備考「延滞金」の欄には、当該年における延滞金の計算方法等を記載すること。

教示

1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。

なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりませんが、なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。

2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として(代表者は福岡県知事となります。)この処分の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

(1) 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。

(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができないなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

教示

1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。

なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりませんが、なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。

2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として(代表者は福岡県知事となります。)この処分の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

(1) 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。

(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができないなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

【新】

第27号様式その3(第18条関係)

県たばこ税の更正(決定)及び加算金決定 通知書
納額告知書

住所(所在地)
氏名(名称)

地方税法第 条第 項の規定により
下記のとおり更正(決定)したので通知します。年 月 日 印
福岡県 県税事務所長

事業者コード	
指定納期限	

行為年月	区分	本 税		加 算 金				摘要	
		課税標準量	税 額	区 分	基本税額	率%	金額		
年 月分	確定額			通常分		×	%		
				5%加重分		×	%		
	既確定額			加算後累積納付税額が300万円超のとき					
		①		10%加重分		×	%		
	差引額			既納付確定加算金		差引増減金額		③	
				納付すべき額(①+③)					
年 月分	確定額			通常分		×	%		
				5%加重分		×	%		
	既確定額			加算後累積納付税額が300万円超のとき					
		①		10%加重分		×	%		
	差引額			既納付確定加算金		差引増減金額		③	
				納付すべき額(①+③)					
年 月分	確定額			通常分		×	%		
				5%加重分		×	%		
	既確定額			加算後累積納付税額が300万円超のとき					
		①		10%加重分		×	%		
	差引額			既納付確定加算金		差引増減金額		③	
				納付すべき額(①+③)					
年 月分	確定額			通常分		×	%		
				5%加重分		×	%		
	既確定額			加算後累積納付税額が300万円超のとき					
		①		10%加重分		×	%		
	差引額			既納付確定加算金		差引増減金額		③	
				納付すべき額(①+③)					
年 月分	確定額			通常分		×	%		
				5%加重分		×	%		
	既確定額			加算後累積納付税額が300万円超のとき					
		①		10%加重分		×	%		
	差引額			既納付確定加算金		差引増減金額		③	
				納付すべき額(①+③)					
年 月分	確定額			通常分		×	%		
				5%加重分		×	%		
	既確定額			加算後累積納付税額が300万円超のとき					
		①		10%加重分		×	%		
	差引額			既納付確定加算金		差引増減金額		③	
				納付すべき額(①+③)					
年 月分	確定額			通常分		×	%		
				5%加重分		×	%		
	既確定額			加算後累積納付税額が300万円超のとき					
		①		10%加重分		×	%		
	差引額			既納付確定加算金		差引増減金額		③	
				納付すべき額(①+③)					
年 月分	確定額			通常分		×	%		
				5%加重分		×	%		
	既確定額			加算後累積納付税額が300万円超のとき					
		①		10%加重分		×	%		
	差引額			既納付確定加算金		差引増減金額		③	
				納付すべき額(①+③)					
年 月分	確定額			過少				④	
				不申告				⑤	
	既確定額			重加算				⑥	
		②		加算金合計(④+⑤+⑥)				⑦	
	差引額			納付すべき額(②+⑦)					
この通知書による不足税額等を、同封の納付書によって指定納期限までに納付してください。 納付場所は納付書の裏面に記載しています。 延滞金が発生する場合は、不足税額等の完納後に納付書を送付します。 この処分に係る審査請求等については別紙をご覧ください。									

【旧】

第27号様式その3(第18条関係)

県たばこ税の更正(決定)及び加算金決定 通知書
納額告知書

住所(所在地)
氏名(名称)

地方税法第 条第 項の規定により
下記のとおり更正(決定)したので通知します。年 月 日 印
福岡県 県税事務所長

事業者コード	
指定納期限	

行為年月	区分	本 税		加 算 金				摘要
		課税標準量	税 額	区 分	基本税額	率%	金額	
年 月分	確定額			過少申告	通常		②	
				加算金			③	
	既確定額			不申告	通常		④	
				加算金	加算		⑤	
	差引額	①		重加算金			⑥	
				納付すべき額(①+②+③+④+⑤+⑥)				
年 月分	確定額			過少申告	通常		②	
				加算金	加算		③	
	既確定額			不申告	通常		④	
				加算金	加算		⑤	
	差引額	①		重加算金			⑥	
				納付すべき額(①+②+③+④+⑤+⑥)				
年 月分	確定額			過少申告	通常		②	
				加算金	加算		③	
	既確定額			不申告	通常		④	
				加算金	加算		⑤	
	差引額	①		重加算金			⑥	
				納付すべき額(①+②+③+④+⑤+⑥)				
年 月分	確定額			過少申告	通常		②	
				加算金	加算		③	
	既確定額			不申告	通常		④	
				加算金	加算		⑤	
	差引額	①		重加算金			⑥	
				納付すべき額(①+②+③+④+⑤+⑥)				
年 月分	確定額			過少申告	通常		②	
				加算金	加算		③	
	既確定額			不申告	通常		④	
				加算金	加算		⑤	
	差引額	①		重加算金			⑥	
				納付すべき額(①+②+③+④+⑤+⑥)				
年 月分	確定額			過少申告	通常		②	
				加算金	加算		③	
	既確定額			不申告	通常		④	
				加算金	加算		⑤	
	差引額	①		重加算金			⑥	
				納付すべき額(①+②+③+④+⑤+⑥)				
年 月分	確定額			過少申告	通常		②	
				加算金	加算		③	
	既確定額			不申告	通常		④	
				加算金	加算		⑤	
	差引額	①		重加算金			⑥	
				納付すべき額(①+②+③+④+⑤+⑥)				
年 月分	確定額			過少申告	通常		②	
				加算金	加算		③	
	既確定額			不申告	通常		④	
				加算金	加算		⑤	
	差引額	①		重加算金			⑥	
				納付すべき額(①+②+③+④+⑤+⑥)				
年 月分	確定額			過少申告	通常		②	
				加算金	加算		③	
	既確定額			不申告	通常		④	
				加算金	加算		⑤	
	差引額	①		重加算金			⑥	
				納付すべき額(①+②+③+④+⑤+⑥)				
年 月分	確定額			過少申告	通常		②	
				加算金	加算		③	
	既確定額			不申告	通常		④	
				加算金	加算		⑤	
	差引額	①		重加算金			⑥	
				納付すべき額(①+②+③+④+⑤+⑥)				
年 月分	確定額			過少申告	通常		②	
				加算金	加算		③	
	既確定額			不申告	通常		④	
				加算金	加算		⑤	
	差引額	①		重加算金			⑥	
				納付すべき額(①+②+③+④+⑤+⑥)				
年 月分	確定額			過少申告	通常		②	
				加算金	加算		③	
	既確定額			不申告	通常		④	
				加算金	加算		⑤	
	差引額	①		重加算金			⑥	
				納付すべき額(①+②+③+④+⑤+⑥)				
年 月分	確定額			過少申告	通常		②	
				加算金	加算		③	
	既確定額			不申告	通常		④	
				加算金	加算		⑤	
	差引額	①		重加算金			⑥	
				納付すべき額(①+②+③+④+⑤+⑥)				
年 月分	確定額			過少申告	通常		②</	

別紙

教示

- この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。
なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりませんが、なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。
- この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として(代表者は福岡県知事となります。)この処分の取消しの訴えを提起することができます。
ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
 - 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

延滞金について

別紙

教示

- この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。
なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりませんが、なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。
- この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として(代表者は福岡県知事となります。)この処分の取消しの訴えを提起することができます。
ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
 - 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

備考 延滞金についての下部に、当該年における延滞金の計算方法等を記載すること。

【新】

第27号様式その8(第18条関係)

軽油引取税の更正(決定)及び加算金決定通知書
納額告知書

住所(所在地)					
氏名(名称) 様					
下記のとおり更正(決定)したので通知します。					
年月日 福岡県 県税事務所印					
<table border="1"> <tr> <td>事業者コード</td> <td></td> </tr> <tr> <td>指定納期限</td> <td></td> </tr> </table>		事業者コード		指定納期限	
事業者コード					
指定納期限					

行為年月	区分	本 稅		加 算 金			
		課税標準量	税 額	区 分	基本税額	率	金額
年 月分	確定額			通常分		×	%
	既確定額			5%加重分		×	%
	差引額	①		加算後累積税額が300万円超のとき			
	更正 (決定)			10%加重分		×	%
	事由			既納付確定加算金額		差引増減金額	
	確定額			納入(納付)すべき額(①+③)			
	既確定額			通常分		×	%
	差引額	①		5%加重分		×	%
	更正 (決定)			加算後累積税額が300万円超のとき			
	事由			10%加重分		×	%
年 月分	確定額			既納付確定加算金額		差引増減金額	
	既確定額			納入(納付)すべき額(①+③)			
	差引額	①		通常分		×	%
	更正 (決定)			5%加重分		×	%
	事由			加算後累積税額が300万円超のとき			
	確定額			10%加重分		×	%
	既確定額			既納付確定加算金額		差引増減金額	
	差引額	①		納入(納付)すべき額(①+③)			
	確定額			通常分		×	%
	既確定額			5%加重分		×	%
年 月分	差引額	①		加算後累積税額が300万円超のとき			
	更正 (決定)			10%加重分		×	%
	事由			既納付確定加算金額		差引増減金額	
	確定額			納入(納付)すべき額(①+③)			
	既確定額			通常分		×	%
	差引額	①		5%加重分		×	%
	確定額			加算後累積税額が300万円超のとき			
	既確定額			10%加重分		×	%
	差引額	①		既納付確定加算金額		差引増減金額	
	確定額			納入(納付)すべき額(①+③)			
合 計	確定額			過少			④
	既確定額			不申告			⑤
	差引額	②		重加算			⑥
				加算金合計(④+⑤+⑥)			
				納入(納付)すべき額(②+⑦)			

この通知書による不足税額等を、同封の納入(付)書によって指定納期限までに納入(付)してください。
納入(付)場所は納入(付)書の裏面に記載しています。

延滞金が発生する場合は、不足税額等の完納後に納入(付)書を送付します。

この処方に係る審査請求等については別紙をご覧ください。

【旧】

第27号様式その8(第18条関係)

軽油引取税の更正(決定)及び加算金決定通知書
納額告知書

住所(所在地)					
氏名(名称) 様					
下記のとおり更正(決定)したので通知します。					
年月日 福岡県 県税事務所印					
<table border="1"> <tr> <td>事業者コード</td> <td></td> </tr> <tr> <td>指定納期限</td> <td></td> </tr> </table>		事業者コード		指定納期限	
事業者コード					
指定納期限					

地方税法第 条第 項の規定により
下記のとおり更正(決定)したので通知します。

年月日 福岡県 県税事務所印				
<table border="1"> <tr> <td>事業者コード</td> <td></td> </tr> <tr> <td>指定納期限</td> <td></td> </tr> </table>	事業者コード		指定納期限	
事業者コード				
指定納期限				

行為年月	区分	本 稅		加 算 金			
		課税標準量	税 額	区 分	基本税額	率%	金 額
年 月分	確定額			過少申告	通常		②
	既確定額			加算金			③
	差引額	①		不申告	通常		④
	既確定額			加算1			⑤
	差引額	①		加算2			⑥
	確定額			重加算金	通常		⑦
	既確定額			加算			⑧
	差引額	①		納付すべき額(①+②+③+④+⑤+⑥+⑦+⑧)			
	確定額			過少申告	通常		②
	既確定額			加算金			③
年 月分	既確定額			不申告	通常		④
	差引額	①		加算1			⑤
	既確定額			加算2			⑥
	差引額	①		重加算金	通常		⑦
	確定額			加算			⑧
	既確定額			納付すべき額(①+②+③+④+⑤+⑥+⑦+⑧)			
	差引額	①		過少申告	通常		②
	既確定額			加算金			③
	差引額	①		不申告	通常		④
	既確定額			加算1			⑤
合 計	既確定額			加算2			⑥
	差引額	①		重加算金	通常		⑦
	確定額			加算			⑧
	既確定額			納付すべき額(①+②+③+④+⑤+⑥+⑦+⑧)			
	差引額	①		過少申告	通常		②
	確定額			加算金			③

この通知書による不足税額等を、同封の納入(付)書によって指定納期限までに納入(付)してください。
納入(付)場所は納入(付)書の裏面に記載しています。

延滞金が発生する場合は、不足税額等の完納後に納入(付)書を送付します。

この処方に係る審査請求等については別紙をご覧ください。

延滞金について

備考 「延滞金について」の下部に、当該年における延滞金の計算方法等を記載すること。

別紙

教示

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。
なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりませんが、なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。
- 2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として(代表者は福岡県知事となります。)この処分の取消しの訴えを提起することができます。
ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

延滞金について

別紙

教示

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。
なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりませんが、なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。
- 2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として(代表者は福岡県知事となります。)この処分の取消しの訴えを提起することができます。
ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

備考 延滞金についての下部に、当該年における延滞金の計算方法等を記載すること。

【新】

第27号様式その9(第18条関係)

ゴルフ場利用税の更正(決定)及び加算金 決定通知書
納額告知書

住所(所在地)
氏名(名称)

地方税法第 条第 項の規定により
下記のとおり更正(決定)したので通知します。年 月 日
福岡県 県税事務所^印

登録番号	
施設名	
指定納期限	

行為年月	区分	本 税		加 算 金				摘要
		利 用 人 員	税 額	区 分	基 本 税 額	率 %	金 額	
年 月分	確定額			通常分		×	%	
				5%加重分		×	%	
	既確定額			加算後累積納入税額が300万円超のとき				
				10%加重分		×	%	
	差引額	①		既納付確定加算金		差引増減金額		③
				納付すべき額(①+③)				
年 月分	確定額			通常分		×	%	
				5%加重分		×	%	
	既確定額			加算後累積納入税額が300万円超のとき				
				10%加重分		×	%	
	差引額	①		既納付確定加算金		差引増減金額		③
				納付すべき額(①+③)				
年 月分	確定額			通常分		×	%	
				5%加重分		×	%	
	既確定額			加算後累積納入税額が300万円超のとき				
				10%加重分		×	%	
	差引額	①		既納付確定加算金		差引増減金額		③
				納付すべき額(①+③)				
年 月分	確定額			通常分		×	%	
				5%加重分		×	%	
	既確定額			加算後累積納入税額が300万円超のとき				
				10%加重分		×	%	
	差引額	①		既納付確定加算金		差引増減金額		③
				納付すべき額(①+③)				
年 月分	確定額			通常分		×	%	
				5%加重分		×	%	
	既確定額			加算後累積納入税額が300万円超のとき				
				10%加重分		×	%	
	差引額	①		既納付確定加算金		差引増減金額		③
				納付すべき額(①+③)				
年 月分	確定額			通常分		×	%	
				5%加重分		×	%	
	既確定額			加算後累積納入税額が300万円超のとき				
				10%加重分		×	%	
	差引額	①		既納付確定加算金		差引増減金額		③
				納付すべき額(①+③)				
年 月分	確定額			通常分		×	%	
				5%加重分		×	%	
	既確定額			加算後累積納入税額が300万円超のとき				
				10%加重分		×	%	
	差引額	①		既納付確定加算金		差引増減金額		③
				納付すべき額(①+③)				
年 月分	確定額			通常分		×	%	
				5%加重分		×	%	
	既確定額			加算後累積納入税額が300万円超のとき				
				10%加重分		×	%	
	差引額	①		既納付確定加算金		差引増減金額		③
				納付すべき額(①+③)				
年 月分	確定額			通常分		×	%	
				5%加重分		×	%	
	既確定額			加算後累積納入税額が300万円超のとき				
				10%加重分		×	%	
	差引額	①		既納付確定加算金		差引増減金額		③
				納付すべき額(①+③)				
年 月分	確定額			通常分		×	%	
				5%加重分		×	%	
	既確定額			加算後累積納入税額が300万円超のとき				
				10%加重分		×	%	
	差引額	①		既納付確定加算金		差引増減金額		③
				納付すべき額(①+③)				
年 月分	確定額			通常分		×	%	
				5%加重分		×	%	
	既確定額			加算後累積納入税額が300万円超のとき				
				10%加重分		×	%	
	差引額	①		既納付確定加算金		差引増減金額		③
				納付すべき額(①+③)				
年 月分	確定額			通常分		×	%	
				5%加重分		×	%	
	既確定額			加算後累積納入税額が300万円超のとき				
				10%加重分		×	%	
	差引額	①		既納付確定加算金		差引増減金額		③
				納付すべき額(①+③)				
年 月分	確定額			通常分		×	%	
				5%加重分		×	%	
	既確定額			加算後累積納入税額が300万円超のとき				
				10%加重分		×	%	
	差引額	①		既納付確定加算金		差引増減金額		③
				納付すべき額(①+③)				
年 月分	確定額			通常分		×	%	
				5%加重分		×	%	
	既確定額			加算後累積納入税額が300万円超のとき				
				10%加重分		×	%	
	差引額	①		既納付確定加算金		差引増減金額		③
				納付すべき額(①+③)				
年 月分	確定額			通常分		×	%	
				5%加重分		×	%	
	既確定額			加算後累積納入税額が300万円超のとき				
				10%加重分		×	%	
	差引額	①		既納付確定加算金		差引増減金額		③
				納付すべき額(①+③)				
年 月分	確定額			通常分		×	%	
				5%加重分		×	%	
	既確定額			加算後累積納入税額が300万円超のとき				
				10%加重分		×	%	
	差引額	①		既納付確定加算金		差引増減金額		③
				納付すべき額(①+③)				
年 月分	確定額			通常分		×	%	
				5%加重分		×	%	
	既確定額			加算後累積納入税額が300万円超のとき				
				10%加重分		×	%	
	差引額	①		既納付確定加算金		差引増減金額		③
				納付すべき額(①+③)				
年 月分	確定額			通常分		×	%	
				5%加重分		×	%	
	既確定額			加算後累積納入税額が300万円超のとき				
				10%加重分		×	%	
	差引額	①		既納付確定加算金		差引増減金額		③
				納付すべき額(①+③)				
年 月分	確定額			通常分		×	%	
				5%加重分		×	%	
	既確定額			加算後累積納入税額が300万円超のとき				
				10%加重分		×	%	
	差引額	①		既納付確定加算金		差引増減金額		③
				納付すべき額(①+③)				
年 月分	確定額			通常分		×	%	
				5%加重分		×	%	
	既確定額			加算後累積納入税額が300万円超のとき				
				10%加重分		×	%	
	差引額	①		既納付確定加算金		差引増減金額		③
				納付すべき額(①+③)				
年 月分	確定額			通常分		×	%	
				5%加重分		×	%	
	既確定額			加算後累積納入税額が300万円超のとき				
				10%加重分		×	%	
	差引額	①		既納付確定加算金		差引増減金額		③
				納付すべき額(①+③)				
年 月分	確定額			通常分		×	%	
				5%加重分		×	%	
	既確定額			加算後累積納入税額が300万円超				

別紙

教示

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。
なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりませんが、なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。
- 2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として(代表者は福岡県知事となります。)この処分の取消しの訴えを提起することができます。
ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

延滞金について

別紙

教示

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。
なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりませんが、なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。
- 2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として(代表者は福岡県知事となります。)この処分の取消しの訴えを提起することができます。
ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

備考 延滞金についての下部に、当該年における延滞金の計算方法等を記載すること。

【新】

第40号様式その1(第30条関係)

過誤納金等送金(口座振替・支払)通知書						科 目			※								
納め過ぎとなりました 県税等は、指定された			1 支払場所でこの通知書と引換えにお受け取りください。 2 振替店の口座に振り替えました。 3 <u>普通為替によりお送りしましたのでお受け取りください。</u> 4 <u>現金書留でお送りしましたのでお受け取りください。</u>						檢 印			記 載			受 付		
			※			※			※								
年 月 日						印											
福岡県 県税事務所出納員																	
御注意 1 債権者は領収書欄に年月日、住所、氏名を記入し、印鑑(氏名を自署する場合は、押印は不要です。ただし、法人の場合は、代表者印の押印が必要です。)を押して、支払銀行に差し出してください。なお、債権者が法人にあっては法人名及び代表者の肩書を氏名に併記してください。 2 1年を経過するとこの通知書では受け取れませんので、御注意ください。																	
送 (振 替 金 依 頼 書)	年 月 日		福岡県 県税事務所長 号		支 払 場 所 (振替店)		銀行 店 口座番号(普通・当座) 号		お 返 し す る 金 額								
			福岡銀行(公金集中取扱)						百	十	万	千	百	十	円		
領 收 書	上記金額を領収しました。 年 月 日 株式会社 福岡銀行 店舗 住所 氏名						委 任 状		上記還付金の受領を 年 月 日 に委任します。 印								
									印								

【旧】

第40号様式その1(第30条関係)

過誤納金等送金(口座振替・支払)通知書						科 目			※								
納め過ぎとなりました 県税等は、指定された			1 支払場所でこの通知書と引換えにお受け取りください。 2 振替店の口座に振り替えました。 3 <u>銀行から送金小切手をお送りしますのでお受け取りください。</u>						檢 印			記 載			受 付		
			※			※			※								
年 月 日						印											
福岡県 県税事務所出納員																	
御注意 1 債権者は領収書欄に年月日、住所、氏名を記入し、印鑑(氏名を自署する場合は、押印は不要です。ただし、法人の場合は、代表者印の押印が必要です。)を押して、支払銀行に差し出してください。なお、債権者が法人にあっては法人名及び代表者の肩書を氏名に併記してください。 2 1年を経過するとこの通知書では受け取れませんので、御注意ください。																	
送 (振 替 金 依 頼 書)	年 月 日		福岡県 県税事務所長 号		支 払 場 所 (振替店)		銀行 店 口座番号(普通・当座) 号		お 返 し す る 金 額								
			福岡銀行(公金集中取扱)						百	十	万	千	百	十	円		
領 收 書	上記金額を領収しました。 年 月 日 株式会社 福岡銀行 店舗 住所 氏名						委 任 状		上記還付金の受領を 年 月 日 に委任します。 印								
									印								

【新】

第61号の11様式(第31条関係)

参加差押関係書類引渡書(副本)		第 号	
(執行機関名)		年	月
様		日	
福岡県 県税事務所長		印	
下記の参加差押関係書類を引き渡します。			
滞納者	住 (居) 所		
	氏 名		
書 類 名	書 類 提 出 者 の 氏 名	通 数	備 考
上記の書類を受領しました。			
年 月 日			
執行機関名		印	
福岡県 県税事務所長 殿			

備考

- 1 国税徴収法施行令第41条第1項の規定の例により差押えの効力を生ずべき参加差押えをした行政機関等に参加差押書その他の書類を引き渡す場合又は地方税法施行令第57条の4の3第3項の規定により書類を引き渡す場合に使用すること。
- 2 正副2通を送付し、副本は受領証として署名(記名を含む。)押印のうえ返戻させること。
- 3 「備考」欄には、引渡しをする「参加差押書」の到達順位等を必要に応じて記載すること。
- 4 知事が引継ぎを受けている徴収金については、「福岡県 県税事務所長」を「福岡県知事」に改めること。
- 5 地方税法施行令第57条の4の3第3項の規定により使用する場合は、所要の調整を加えること。

【旧】

第61号の11様式(第31条関係)

参加差押関係書類引渡書(副本)		第 号	
(執行機関名)		年	月
様		日	
福岡県 県税事務所長		印	
下記の参加差押関係書類を引き渡します。			
滞納者	住 (居) 所		
	氏 名		
書 類 名	書 類 提 出 者 の 氏 名	通 数	備 考
上記の書類を受領しました。			
年 月 日			
執行機関名		印	
福岡県 県税事務所長 殿			

備考

- 1 国税徴収法施行令第41条第1項の規定の例により差押えの効力を生ずべき参加差押えをした行政機関等に参加差押書その他の書類を引き渡す場合又は地方税法施行令第8条の4第3項の規定により書類を引き渡す場合に使用すること。
- 2 正副2通を送付し、副本は受領証として署名(記名を含む。)押印のうえ返戻させること。
- 3 「備考」欄には、引渡しをする「参加差押書」の到達順位等を必要に応じて記載すること。
- 4 知事が引継ぎを受けている徴収金については、「福岡県 県税事務所長」を「福岡県知事」に改めること。
- 5 地方税法施行令第8条の4第3項の規定により使用する場合は、所要の調整を加えること。

【新】

第61号の12様式(第31条関係)(執行機関用)

参加差押財産引渡通知書 第 号				
(執行機関名) 様		年 月 日		
福岡県 県税事務所長			印	
下記のとおり、参加差押えに係る財産を国税徴収法第87条第2項の規定の例により、引き渡しますので通知します。				
滞 納 者	住(居)所			
	氏 名			
参加差押えをした執行機関名				
引財 渡產 し す る	名称・数量・性質・所在・その他		差 押 年 月 日	
				年 月 日
	保管者	住(居)所		氏 名
引 渡 場 所				
引 渡 方 法				
備 考				

- 備考 1 国税徴収法施行令第39条の規定の例により、差押えの効力を生ずべき参加差押えをした行政機関等に対して差押動産等を引き渡すべき旨を通知する場合又は地方税法施行令第57条の4の3第3項の規定により通知する場合に使用すること。
- 2 徴税吏員以外の者が差押動産等を保管している場合であつて、保管者から直接その財産の引渡しをさせようとするときは、「引渡方法」の欄に「保管者から直接の引渡しによる」等とその旨を記載すること。
- (注) この場合には、この通知書と第61号の13様式の「差押財産引渡依頼書」と併せて作成するので「引渡方法」の欄の文言に留意すること。
- 3 徴税吏員が直接差押動産等を引き渡す場合には、「保管者」の欄及び「引渡方法」の欄の記載は省略してもさしつかえないこと。
- 4 「備考」の欄には、引渡財産の1日分保管料等引渡しにつき必要があると認められる事項を記載すること。
- 5 徴税吏員以外の者で差押動産等の保管をしているものに直接当該行政機関等への差押動産等の引渡しをさせようとするときは、国税徴収法施行令第39条第2項の規定の例により、第61号の13様式の「差押財産引渡依頼書」を添付しなければならないことに留意するとともにこの依頼書を保管者あてに送付しないこと。
- 6 動産等の引渡しの手続は、差押解除の前に行い、その動産等の引渡しを受けた旨の通知を受領してから差押解除の手続をとることに留意すること。
- 7 知事が引継ぎを受けている徴収金については、「福岡県 県税事務所長」を「福岡県知事」に改めること。
- 8 地方税法施行令第57条の4の3第3項の規定により使用する場合は所要の調整を加えること。

【旧】

第61号の12様式(第31条関係)(執行機関用)

参加差押財産引渡通知書 第 号				
(執行機関名) 様		年 月 日		
福岡県 県税事務所長			印	
下記のとおり、参加差押えに係る財産を国税徴収法第87条第2項の規定の例により、引き渡しますので通知します。				
滞 納 者	住(居)所			
	氏 名			
参加差押えをした執行機関名				
引財 渡產 し す る	名称・数量・性質・所在・その他		差 押 年 月 日	
				年 月 日
	保管者	住(居)所		氏 名
引 渡 場 所				
引 渡 方 法				
備 考				

- 備考 1 国税徴収法施行令第39条の規定の例により、差押えの効力を生ずべき参加差押えをした行政機関等に対して差押動産等を引き渡すべき旨を通知する場合又は地方税法施行令第8条の4第3項の規定により通知する場合に使用すること。
- 2 徴税吏員以外の者が差押動産等を保管している場合であつて、保管者から直接その財産の引渡しをさせようとするときは、「引渡方法」の欄に「保管者から直接の引渡しによる」等とその旨を記載すること。
- (注) この場合には、この通知書と第61号の13様式の「差押財産引渡依頼書」と併せて作成するので「引渡方法」の欄の文言に留意すること。
- 3 徴税吏員が直接差押動産等を引き渡す場合には、「保管者」の欄及び「引渡方法」の欄の記載は省略してもさしつかえないこと。
- 4 「備考」の欄には、引渡財産の1日分保管料等引渡しにつき必要があると認められる事項を記載すること。
- 5 徴税吏員以外の者で差押動産等の保管をしているものに直接当該行政機関等への差押動産等の引渡しをさせようとするときは、国税徴収法施行令第39条第2項の規定の例により、第61号の13様式の「差押財産引渡依頼書」を添付しなければならないことに留意するとともにこの依頼書を保管者あてに送付しないこと。
- 6 動産等の引渡しの手続は、差押解除の前に行い、その動産等の引渡しを受けた旨の通知を受領してから差押解除の手続をとることに留意すること。
- 7 知事が引継ぎを受けている徴収金については、「福岡県 県税事務所長」を「福岡県知事」に改めること。
- 8 地方税法施行令第8条の4第3項の規定により使用する場合は所要の調整を加えること。

【新】

第61号の13様式(第31条関係)

差押財産引渡依頼書 第号				
(保管者) 年 月 日				
様 福岡県 県税事務所長 印				
下記のとおり、あなたが保管中の差押財産を参加差押えをした執行機関に引き渡してください。				
滞 納 者	住(居)所			
	氏名			
参加差押えをした執行機関名				
引 渡 し を 依 頼 す る 財 産	名称、数量、性質、所在、その他		差 押	年 月 日
			年 月 日	
保管者	住(居)所		氏名	
引渡場所				
引渡方法				
備考				

備考 1 国税徴収法第87条第2項の規定の例により、徴税吏員以外の者が保管している差押動産等を、差押えの効力を生ずべき参加差押えをした行政機関等に直接引渡しをさせようとする場合又は地方税法施行令第57条の4の3第3項の規定により直接引渡しをさせようとする場合に使用すること。

なお、この依頼書は、保管者あてに送付するものでなく、「参加差押財産引渡通知書」を添付して、差押えの効力を生ずべき参加差押えをした行政機関等に送付するものであること。

- 2 「備考」の欄を除き、「参加差押財産引渡通知書」と併せて作成すること。
- 3 「備考」の欄には、必要に応じ保管契約の年月日等を記載すること。
- 4 知事が引継ぎを受けている徴収金については、「福岡県 県税事務所長」を「福岡県知事」に改めること。
- 5 地方税法施行令第57条の4の3第3項の規定により使用する場合は所要の調整を加えること。

【旧】

第61号の13様式(第31条関係)

差押財産引渡依頼書 第号				
(保管者) 年 月 日				
様 福岡県 県税事務所長 印				
下記のとおり、あなたが保管中の差押財産を参加差押えをした執行機関に引き渡してください。				
滞 納 者	住(居)所			
	氏名			
参加差押えをした執行機関名				
引 渡 し を 依 頼 す る 財 産	名称、数量、性質、所在、その他		差 押	年 月 日
			年 月 日	
保管者	住(居)所		氏名	
引渡場所				
引渡方法				
備考				

備考 1 国税徴収法第87条第2項の規定の例により、徴税吏員以外の者が保管している差押動産等を、差押えの効力を生ずべき参加差押えをした行政機関等に直接引渡しをさせようとする場合又は地方税法施行令第8条の4第3項の規定により直接引渡しをさせようとする場合に使用すること。

なお、この依頼書は、保管者あてに送付するものでなく、「参加差押財産引渡通知書」を添付して、差押えの効力を生ずべき参加差押えをした行政機関等に送付するものであること。

- 2 「備考」の欄を除き、「参加差押財産引渡通知書」と併せて作成すること。
- 3 「備考」の欄には、必要に応じ保管契約の年月日等を記載すること。
- 4 知事が引継ぎを受けている徴収金については、「福岡県 県税事務所長」を「福岡県知事」に改めること。
- 5 地方税法施行令第8条の4第3項の規定により使用する場合は所要の調整を加えること。

【新】

第61号の21様式(第31条関係)

公 売 公 告							第 号					
							年	月	日			
							福岡県	県税事務所長	印			
下記により差押財産の公売をします。 国税徴収法第95条の規定の例により公告します。												
公 売 財 産 ・ 公 売 保 証 金	公 売 財 産						公 売 保 証 金					
	売却区分 の番号	名称	数量	性質	所在	地上権等の 内容その他	十	万	千	百	十	円
(注) 上記売却区分の番号ごとに公売します。入札書は売却区分の番号ごとに別紙としてください。												
公 売 方 法												
公 売 日 時	入札・競り売り	年	月	日	午前	時	分から()	午後	時	分まで		
	開札	年	月	日	午前	時	分					
公 売 場 所												
売却決定	日 時	年	月	日	午前	時	場 所					
買受代金納付期限	年	月	日	午前	時							
買受人についての資格その他の要件												
その他												
配当を受ける者の権利の申出について												
この公売財産の換価代金について配当を受けることができる質権、抵当権、先取特権、留置権等の権利を有する者は、売却決定をする日の前日までに債権現在額申立書によりその内容を当事務所に申し出てください。なお、債権現在額申立書の用紙は当事務所に用意しております。												
教示												
1	この処分に不服があるときは、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内又は地方税法第19条の4に規定する期限のいづれか早い日までに、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。											
	なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりませんが、なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。											
2	この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として(代表者は福岡県知事となります。)この処分の取消しの訴えを提起することができます。											
	なお、次の(1)から(3)までのいづれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。											
	ただし、(2)及び(3)については、地方税法第19条の13において準用する同法第19条の4に規定する期限を過ぎると処分の取消しの訴えを提起することができません。											
(1)	審査請求があつた日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。											

【旧】

第61号の21様式(第31条関係)

公 売 公 告							第 号					
							年	月	日			
							福岡県	県税事務所長	印			
下記により差押財産の公売をします。 国税徴収法第95条の規定の例により公告します。												
公 売 財 産 ・ 公 売 保 証 金	公 売 財 産						公 売 保 証 金					
	売却区分 の番号	名称	数量	性質	所在	地上権等の 内容その他	十	万	千	百	十	円
(注) 上記売却区分の番号ごとに公売します。入札書は売却区分の番号ごとに別紙としてください。												
公 売 方 法												
公 売 日 時	入札・せり賣	年	月	日	午前	時	分から()	午後	時	分まで		
	開札	年	月	日	午前	時	分					
公 売 場 所												
売却決定	日 時	年	月	日	午前	時	場 所					
買受代金納付期限	年	月	日	午前	時							
買受人についての資格その他の要件												
その他												
配当を受ける者の権利の申出について												
この公売財産の換価代金について配当を受けることができる質権、抵当権、先取特権、留置権等の権利を有する者は、売却決定をする日の前日までに債権現在額申立書によりその内容を当事務所に申し出てください。なお、債権現在額申立書の用紙は当事務所に用意しております。												
教示												
1	この処分に不服があるときは、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内又は地方税法第19条の4に規定する期限のいづれか早い日までに、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。											
	なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりませんが、なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。											
2	この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として(代表者は福岡県知事となります。)この処分の取消しの訴えを提起することができます。											
	なお、次の(1)から(3)までのいづれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。											
	ただし、(2)及び(3)については、地方税法第19条の13において準用する同法第19条の4に規定する期限を過ぎると処分の取消しの訴えを提起することができません。											
(1)	審査請求があつた日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。											

【新】

- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求に対する裁決)があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

※「入札心得書又は競り売り心得書」は、当事務所に備え付けております。

- 備考 1 この公告は、動産及び有価証券とその他の財産とに区分して、それぞれ別紙に作成すること。
- 2 公売保証金を要しないものについては、該当欄に「不要」と記載すること。
- 3 公売する財産の数が多い等の場合には、「公売財産・公売保証金」の欄を別紙とすること。この場合には、この欄に「別紙のとおり」と記載し、この別紙が公売公告の掲示場と異なる場所に掲示される場合は、その掲示する場所も併せて記載すること。
- 4 「公売方法」の欄は、公売の方法の別により「期日入札」、「期間入札」、「期日競り売り」又は「期間競り売り」のいずれかを記載すること。
- なお、期日入札又は期間入札の場合に、最高価申込者を決定するに際して複数落札入札制によることとしたときは、その旨を併せて記載すること。
- 5 「公売日時」の「入札・競り売り」の欄の括弧内には、競り売りの場合での終了時が明確に予定されない場合に「おおむね」と記載すること。
- 6 「その他」の欄には国税徴収法第95条第1項第9号に該当する公売財産に関する特有の事項のほか、公売公告に記載しなくても法律上明確な事項であるが念のため記載しておく方が実務上便宜と思われる事項を併せて記載すること。
- 7 知事が引継ぎを受けている徴収金については、「福岡県 県税事務所長」を「福岡県知事」に、「当事務所」を「福岡県総務部税務課」に改め、「なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりませんが、なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。」を削ること。

【旧】

- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求に対する裁決)があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

※「入札心得書又はせり売り心得書」は、当事務所に備え付けております。

- 備考 1 この公告は、動産及び有価証券とその他の財産とに区分して、それぞれ別紙に作成すること。
- 2 公売保証金を要しないものについては、該当欄に「不要」と記載すること。
- 3 公売する財産の数が多い等の場合には、「公売財産・公売保証金」の欄を別紙とすること。この場合には、この欄に「別紙のとおり」と記載し、この別紙が公売公告の掲示場と異なる場所に掲示される場合は、その掲示する場所も併せて記載すること。
- 4 「公売方法」の欄は、公売の方法の別により「期日入札」、「期間入札」、「期日せり売」又は「期間せり売」のいずれかを記載すること。
- なお、期日入札又は期間入札の場合に、最高価申込者を決定するに際して複数落札入札制によることとしたときは、その旨を併せて記載すること。
- 5 「公売日時」の「入札・せり売」の欄の括弧内には、せり売の場合での終了時が明確に予定されない場合に「おおむね」と記載すること。
- 6 「その他」の欄には国税徴収法第95条第1項第9号に該当する公売財産に関する特有の事項のほか、公売公告に記載しなくても法律上明確な事項であるが念のため記載しておく方が実務上便宜と思われる事項を併せて記載すること。
- 7 知事が引継ぎを受けている徴収金については、「福岡県 県税事務所長」を「福岡県知事」に、「当事務所」を「福岡県総務部税務課」に改め、「なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりませんが、なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。」を削ること。

【新】

第61号の21の3様式(第31条関係)(インターネット公売用)

公 告 公 告 兼 見 積 価 額 公 告				第 号
				年 月 日
福岡県 県税事務所長				印
下記により差押財産の公売をします。 国税徴収法第95条及び第99条の規定の例により公告します。				
公 売 財 産 ・ 公 売 保 証 金 ・ 見 積 価 額	公 売 財 産		公 売 保 証 金	見 積 価 額 (最低公 売 価 額)
	【財産の表示】 ①公 売 財 産 の 名 称 ②数 量 ③性 質 及 び 所 在 な ど			
公 売 方 法 入 札 ・ 競 り 売 り				
公 売 参 加 申 返 期 間 年 月 日 時 から 年 月 日 時 まで				
入 札 ・ 競 り 売 り 期 間 年 月 日 時 から 年 月 日 時 まで				
公 売 場 所				
最 高 価 申 込 者 決 定 日 時 年 月 日 時 場 所				
売 却 決 定 日 時 年 月 日 時 場 所				
買 受 代 金 納 付 期 限 年 月 日 時 分				
買 受 人 に つ い て の 資 格 そ の 他 の 要 件				
そ の 他				
配 当 を 受 け る 者 の 権 利 の 申 出 に つ い て				
この公 売 財 産 の 換 価 代 金 に つ い て 配 当 を 受 け る こ と が で き る 質 権 、 抵 当 権 、 先 取 特 権 、 留 置 権 等 の 権 利 を 有 す る 者 は 、 売 却 決 定 を す る 日 の 前 日 ま で に 債 権 現 在 額 立 書 に 依 り そ の 内 容 を 当 事 務 所 に 申 し 出 て く だ さ い 。 な お 、 債 権 現 在 額 立 書 の 用 紙 は 当 事 務 所 に 用 意 し て お り ま す 。				
教 示				
1 この 处 分 に 不 服 あ る と き は 、 この 处 分 が あ っ た こ と を 知 っ た 日 の 翌 日 か ら 起 算 し て 3か 月 以 内 又 は 地 方 税 法 第 19 条 の 4 に 规 定 す る 期 限 の い ず れ か 早 い 日 ま で に 、 福 岡 県 知 事 に 対 し 審 査 請 求 を す る こ と が で き ま す 。				
な お 、 審 査 請 求 を す る 場 合 、 審 査 請 求 書 は 、 正 副 2 通 を 提 出 し な い か な い が 、 な る べ く 所 轄 県 税 事 務 所 長 を 经 由 し て 提 出 す る こ と と し て く だ さ い 。				
2 この 处 分 の 取 消 し の 訴 え は 、 上 記 1 の 審 査 請 求 に 対 す る 裁 决 を 経 た 後 で な か ね ば 提 出 す る こ と が で き ま せ ん 。				
審 査 請 求 の 裁 决 を 経 た 後 は 、 そ の 裁 决 が あ っ た こ と を 知 っ た 日 の 翌 日 か ら 起 算 し て 6か 月 以 内 に 福 岡 県 を 被 告 と し て (代 表 者 は 福 岡 県 知 事 と な り ま す) 、 この 处 分 の 取 消 し の 訴 え を 提 出 す る こ と が で き ま す 。				
な お 、 次 の (1) か ら (3) ま での い ず れ か に 該 当 す る 場 合 に は 、 審 査 請 求 に 対 す る 裁 决 を 経 な い で 、 この 处 分 の 取 消 し の 訴 え を 提 出 す る こ と が で き ま す 。				
た だ し 、 (2) 及 び (3) に つ い て は 、 地 方 税 法 第 19 条 の 13 に お い て 準 用 す る 同 法 第 19 条 の 4 に 规 定 す る 期 限 を 超 ぎ る と 处 分 の 取 消 し の 訴 え を 提 出 す る こ と が で き ま せ ん 。				
(1) 審 査 請 求 が あ っ た 日 の 翌 日 か ら 起 算 し て 3か 月 を 経 過 し て も 裁 决 が な い と き 。				
(2) 处 分 、 处 分 の 执 行 又 は 手 続 の 続 行 に よ り 生 じ る 著 し い 損 害 を 躲 け る た め 緊 急 の 必 要 が あ る と き 。				
(3) そ の 他 裁 决 を 経 な い こ と に つ き 正 当 な 理 由 が あ る と き 。				

【旧】

第61号の21の3様式(第31条関係)(インターネット公売用)

公 告 公 告 兼 見 積 価 額 公 告				第 号
				年 月 日
福 岡 県 県 税 事 務 所 長				印
下記により差押財産の公売をします。 国税徴収法第95条及び第99条の規定の例により公告します。				
公 売 財 産 ・ 公 売 保 証 金 ・ 見 積 価 額	公 売 財 産		公 売 保 証 金	見 積 価 額 (最低公 売 価 額)
	【財産の表示】 ①公 売 財 産 の 名 称 ②数 量 ③性 質 及 び 所 在 な ど			
公 売 方 法 入 札 ・ せ り 売				
公 売 参 加 申 返 期 間 年 月 日 時 から 年 月 日 時 まで				
入 札 ・ せ り 売 期 間 年 月 日 時 から 年 月 日 時 まで				
公 売 場 所				
最 高 価 申 込 者 決 定 日 時 年 月 日 時 場 所				
売 却 決 定 日 時 年 月 日 時 場 所				
買 受 代 金 納 付 期 限 年 月 日 時 分				
買 受 人 に つ い て の 資 格 そ の 他 の 要 件				
そ の 他				
配 当 を 受 け る 者 の 権 利 の 申 出 に つ い て				
この公 売 財 産 の 換 価 代 金 に つ い て 配 当 を 受 け る こ と が で き る 質 権 、 抵 当 権 、 先 取 特 権 、 留 置 権 等 の 権 利 を 有 す る 者 は 、 売 却 決 定 を す る 日 の 前 日 ま で に 債 権 現 在 額 立 書 に 依 り そ の 内 容 を 当 事 務 所 に 申 し 出 て く だ さ い 。				
な お 、 債 権 現 在 額 立 書 の 用 紙 は 当 事 務 所 に 用 意 し て お り ま す 。				
教 示				
1 この 处 分 に 不 服 あ る と き は 、 この 处 分 が あ っ た こ と を 知 っ た 日 の 翌 日 か ら 起 算 し て 3か 月 以 内 又 は 地 方 税 法 第 19 条 の 4 に 规 定 す る 期 限 の い ず れ か 早 い 日 ま で に 、 福 岡 県 知 事 に 対 し 審 査 請 求 を す る こ と が で き ま す 。				
な お 、 審 査 請 求 を す る 場 合 、 審 査 請 求 書 は 、 正 副 2 通 を 提 出 し な い か な い が 、 な る べ く 所 轄 県 税 事 務 所 長 を 经 由 し て 提 出 す る こ と と し て く だ さ い 。				
2 この 处 分 の 取 消 し の 訴 え は 、 上 記 1 の 審 査 請 求 に 対 す る 裁 决 を 経 た 後 で な か ね ば 提 出 す る こ と が で き ま せ ん 。				
審 査 請 求 の 裁 决 を 経 た 後 は 、 そ の 裁 决 が あ っ た こ と を 知 っ た 日 の 翌 日 か ら 起 算 し て 6か 月 以 内 に 福 岡 県 を 被 告 と し て (代 表 者 は 福 岡 県 知 事 と な り ま す) 、 この 处 分 の 取 消 し の 訴 え を 提 出 す る こ と が で き ま す 。				
な お 、 次 の (1) か ら (3) ま での い ず れ か に 該 当 す る 場 合 に は 、 審 査 請 求 に 対 す る 裁 决 を 経 な い で 、 この 处 分 の 取 消 し の 訴 え を 提 出 す る こ と が で き ま す 。				
た だ し 、 (2) 及 び (3) に つ い て は 、 地 方 税 法 第 19 条 の 13 に お い て 準 用 す る 同 法 第 19 条 の 4 に 规 定 す る 期 限 を 超 ぎ る と 处 分 の 取 消 し の 訴 え を 提 出 す る こ と が で き ま せ ん 。				
(1) 審 査 請 求 が あ っ た 日 の 翌 日 か ら 起 算 し て 3か 月 を 経 過 し て も 裁 决 が な い と き 。				
(2) 处 分 、 处 分 の 执 行 又 は 手 続 の 続 行 に よ り 生 じ る 著 し い 損 害 を 躲 け る た め 緊 急 の 必 要 が あ る と き 。				
(3) そ の 他 裁 决 を 経 な い こ と に つ き 正 当 な 理 由 が あ る と き 。				

【新】

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

備考 1 公売する財産の数が多い等の場合には、「公売財産・公売保証金・見積価額」の欄を別紙とすること。この場合には、この欄に「別紙のとおり」と記載し、この別紙が公売公告の掲示場と異なる場所に掲示される場合は、その掲示する場所も併せて記載すること。

2 「その他」の欄には国税徴収法第95条第1項第9号に該当する公売財産に関する特有の事項のほか、公売公告に記載しなくても法律上明確な事項であるが念のため記載しておく方が実務上便宜と思われる事項を併せて記載すること。

3 知事が引継ぎを受けている徴収金については、「福岡県　　県税事務所長」を「福岡県知事」に、「当事務所」を「福岡県総務部税務課」に改め、「なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりませんが、なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。」を削ること。

【旧】

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

備考 1 公売する財産の数が多い等の場合には、「公売財産・公売保証金・見積価額」の欄を別紙とすること。この場合には、この欄に「別紙のとおり」と記載し、この別紙が公売公告の掲示場と異なる場所に掲示される場合は、その掲示する場所も併せて記載すること。

2 「その他」の欄には国税徴収法第95条第1項第9号に該当する公売財産に関する特有の事項のほか、公売公告に記載しなくても法律上明確な事項であるが念のため記載しておく方が実務上便宜と思われる事項を併せて記載すること。

3 知事が引継ぎを受けている徴収金については、「福岡県　　県税事務所長」を「福岡県知事」に、「当事務所」を「福岡県総務部税務課」に改め、「なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりませんが、なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。」を削ること。

第61号の32様式その1(第31条関係)

売却決定通知書			第号	
(買受人)		年月日		
様				
福岡県 県税事務所長			印	
下記のとおり換価財産の売却決定をしましたので、国税徴収法第118条の規定の例により通知します。				
売却した財産	住(居)所			
	氏名			
	名称、性質及び所在		数量	売却価額
				円
買受代金納付年月日	年月日			
交付書類				

- 備考 1 動産、不動産、船舶、航空機、自動車、建設機械若しくは小型船舶(第61号の32様式その2の「売却決定通知書」を使用する場合を除く。)又は第三債務者等がない無体財産権等を換価し、国税徴収法第118条の規定の例により買受人に対して売却決定通知書を交付する場合に使用すること。
なお、動産については、その交付をしないことができる。
2 「所有者」欄は、換価財産の差押え時における所有者の住(居)所及び氏名を記載すること。
3 「売却した財産」欄の「名称、性質及び所在」及び「数量」の欄は、第61号の21様式の「公売公告」又は第61号の21の2様式若しくは第61号の21の3様式の「公売公告兼見積価額公告」の欄と同一内容を記載すること。
4 「売却した財産」欄の「売却価額」欄は、売却決定価額を記載すること。
5 換価財産の種類に応じ必要がある場合には、記載事項について所要の調整を加えて差し支えないこと。
6 知事が引継ぎを受けている徴収金については、「福岡県 県税事務所長」を「福岡県知事」に改めること。

第61号の32様式その1(第31条関係)

売却決定通知書			第号	
(買受人)		年月日		
様				
福岡県 県税事務所長			印	
下記のとおり換価財産の売却決定をしましたので、国税徴収法第118条の規定の例により通知します。				
売却した財産	住(居)所			
	氏名			
	名称、性質及び所在		数量	売却価額
				円
買受代金納付年月日	年月日			
交付書類				

- 備考 1 動産、不動産、船舶、航空機、自動車、建設機械若しくは小型船舶(第61号の32様式その2の「売却決定通知書」を使用する場合を除く。)又は第三債務者等がない無体財産権等を換価し、国税徴収法第118条の規定の例により買受人に対して売却決定通知書を交付する場合に使用すること。
なお、動産については、その交付をしないことができる。
2 「売却した財産」欄の「名称、性質及び所在」及び「数量」の欄は、第61号の21様式の「公売公告」又は第61号の21の2様式若しくは第61号の21の3様式の「公売公告兼見積価額公告」の欄と同一内容を記載すること。
3 「売却した財産」欄の「売却価額」欄は、売却決定価額を記載すること。
4 換価財産の種類に応じ必要がある場合には、記載事項について所要の調整を加えて差し支えないこと。
5 知事が引継ぎを受けている徴収金については、「福岡県 県税事務所長」を「福岡県知事」に改めること。

【新】

第61号の32様式その2(第31条関係)(滞納者等に保管させている動産、自動車等用)

売却決定通知書			第 号	
(買受人)			年	月
日				
様				
福岡県 県税事務所長 印				
<p>下記のとおり換価財産の売却決定をしましたので、国税徴収法第118条の規定の例により通知します。</p> <p>なお、同法第119条第2項の規定の例により下記の財産をあなたに引き渡しますので、保管者から受け取ってください。</p>				
買受人	住(居)所			
	氏名			
所有者	住(居)所			
	氏名			
売却した財産	名称、性質及び所在		数量	売却価額
				円
保管者	住(居)所			氏名
買受代金納付年月日	年 月 日			
交付書類				

- 備考
- 動産、有価証券又は自動車、建設機械若しくは小型船舶(滞納者又は第三者に保管させてい るものに限る。)を換価し、買受人が当該換価財産に係る買受代金を全額納付した場合に使用すること。
 - 「所有者」欄は、換価財産の差押え時における所有者の住(居)所及び氏名を記載すること。
 - 「売却した財産」欄の「名称、性質及び所在」及び「数量」の欄は、第61号の21様式の「公 売公告」又は第61号の21の2様式若しくは第61号の21の3様式の「公売公告兼見積価額公告」 の欄と同一内容を記載すること。
 - 「売却した財産」欄の「売却価額」欄は、売却決定価額を記載すること。
 - 「交付書類」欄には、国税徴収法第122条第2項の規定の例により、買受人に引き渡すべき証 書があれば、その名称を記載すること。
 - 換価財産の種類に応じ必要がある場合には、記載事項について所要の調整を加えて差し支え ないこと。
 - 第61号の33様式の「売却財産の引渡通知書」欄と併せて作成すること。
 - 知事が引継ぎを受けている徴収金については、「福岡県 県税事務所長」を「福岡県知事」 に改めること。

【旧】

第61号の32様式その2(第31条関係)(滞納者等に保管させている動産、自動車等用)

売却決定通知書			第 号	
(買受人)			年	月
日				
様				
福岡県 県税事務所長 印				
<p>下記のとおり換価財産の売却決定をしましたので、国税徴収法第118条の規定の例により通知します。</p> <p>なお、同法第119条第2項の規定の例により下記の財産をあなたに引き渡しますので、保管者から受け取ってください。</p>				
買受人	住(居)所			
	氏名			
滞納者	住(居)所			
	氏名			
売却した財産	名称、性質及び所在		数量	売却価額
				円
保管者	住(居)所			氏名
買受代金納付年月日	年 月 日			
交付書類				

- 備考
- 動産、有価証券又は自動車、建設機械若しくは小型船舶(滞納者又は第三者に保管させてい るものに限る。)を換価し、買受人が当該換価財産に係る買受代金を全額納付した場合に使用すること。
 - 「売却した財産」欄の「名称、性質及び所在」及び「数量」の欄は、第61号の21様式の「公 売公告」又は第61号の21の2様式若しくは第61号の21の3様式の「公売公告兼見積価額公告」 の欄と同一内容を記載すること。
 - 「売却した財産」欄の「売却価額」欄は、売却決定価額を記載すること。
 - 「交付書類」欄には、国税徴収法第122条第2項の規定の例により、買受人に引き渡すべき証 書があれば、その名称を記載すること。
 - 換価財産の種類に応じ必要がある場合には、記載事項について所要の調整を加えて差し支え ないこと。
 - 第61号の33様式の「売却財産の引渡通知書」欄と併せて作成すること。
 - 知事が引継ぎを受けている徴収金については、「福岡県 県税事務所長」を「福岡県知事」 に改めること。

【新】

第61号の68様式その2(第31条関係)

申請書(会社法人用)

下記のとおり申請しますので よろしくお願いします。		申 請 人 福岡県 県税事務所 福岡県職員		□																																																	
		福岡県 県税事務所長																																																			
申請は公務のためであることを証明します。																																																					
商 号 (会社等の名前)																																																					
会 社 番 号																																																					
法 人 番 号																																																					
本 店(支 店) (会社の住所)																																																					
該当事項の□にレをつけ、所要事項を記入してください。																																																					
<input type="checkbox"/> コンピュータ化に伴う登記事項証明書 <input type="checkbox"/> 一部□に印をつけた場合は右欄の□にもレ印をつけてください。																																																					
請 求 事 項		一 部 請 求 事 項		請求通数																																																	
①現在事項証明書(現在効力がある部分) <input type="checkbox"/> 全部(謄本) <input type="checkbox"/> 一部(抄本)		*商号区・会社状態区はどの請求にも表示されます。 <input type="checkbox"/> 株式・資本区 <input type="checkbox"/> 目的区 <input type="checkbox"/> 役員区 <input type="checkbox"/> 支店区 <input type="checkbox"/> 支配人区 <input type="checkbox"/> その他																																																			
②履歴事項証明書(コンピュータ化後の変更を含む証明) <input type="checkbox"/> 全部(謄本) <input type="checkbox"/> 一部(抄本)																																																					
③閉鎖事項証明書(①②以外の登記事項) <input type="checkbox"/> 全部(謄本) <input type="checkbox"/> 一部(抄本) <input type="checkbox"/> コンピュータ化に伴う閉鎖謄本																																																					
④□代表者事項証明書(代表権のある者の証明) 2名以上のうち1名のみを請求する場合 (代表者の氏名)																																																					
<input type="checkbox"/> コンピュータ化に伴う登記事項要約書 下記の区で請求できるのは3か所以内に限られます。商号区・会社状態区はどの請求にも表示されます。																																																					
会社	<input type="checkbox"/> 株式・資本区 <input type="checkbox"/> 目的区 <input type="checkbox"/> 役員区 <input type="checkbox"/> 支店区 <input type="checkbox"/> その他(区)		会社以外	<input type="checkbox"/> 商業登記簿 <input type="checkbox"/> その他()																																																	
<input type="checkbox"/> 登記簿謄抄本・閲覧 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;"><input type="checkbox"/>閲覧</td> <td style="width: 10%;"><input type="checkbox"/>登記簿</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="4"><input type="checkbox"/>申請書附属書類(年月日受付第号)(利害関係)</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><input type="checkbox"/>謄本</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td colspan="2"><input type="checkbox"/>閉鎖謄本(年月日閉鎖)</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td colspan="2"><input type="checkbox"/>閉鎖役員欄(年月日閉鎖)</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td colspan="2"><input type="checkbox"/>抄本<input type="checkbox"/>役員欄<input type="checkbox"/>目的欄<input type="checkbox"/>商号欄<input type="checkbox"/>支店欄(支店)</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td colspan="2"><input type="checkbox"/>年月日登記事項</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td colspan="6"><input type="checkbox"/>全部証明</td> </tr> </table>						<input type="checkbox"/> 閲覧	<input type="checkbox"/> 登記簿							<input type="checkbox"/> 申請書附属書類(年月日受付第号)(利害関係)				<input type="checkbox"/> 謄本						<input type="checkbox"/> 閉鎖謄本(年月日閉鎖)						<input type="checkbox"/> 閉鎖役員欄(年月日閉鎖)						<input type="checkbox"/> 抄本 <input type="checkbox"/> 役員欄 <input type="checkbox"/> 目的欄 <input type="checkbox"/> 商号欄 <input type="checkbox"/> 支店欄(支店)						<input type="checkbox"/> 年月日登記事項						<input type="checkbox"/> 全部証明					
<input type="checkbox"/> 閲覧	<input type="checkbox"/> 登記簿																																																				
		<input type="checkbox"/> 申請書附属書類(年月日受付第号)(利害関係)																																																			
<input type="checkbox"/> 謄本																																																					
<input type="checkbox"/> 閉鎖謄本(年月日閉鎖)																																																					
<input type="checkbox"/> 閉鎖役員欄(年月日閉鎖)																																																					
<input type="checkbox"/> 抄本 <input type="checkbox"/> 役員欄 <input type="checkbox"/> 目的欄 <input type="checkbox"/> 商号欄 <input type="checkbox"/> 支店欄(支店)																																																					
<input type="checkbox"/> 年月日登記事項																																																					
<input type="checkbox"/> 全部証明																																																					
利害関係(請求の理由)		県税賦課徴収のため		手数料	登記手数料令第18条により免除																																																
登記所の表示		福岡法務局 支局 出張所		請求年月日	年月日																																																
交付通数		交付枚数	手数料	受付 □	年月日 □																																																
						確認印 □																																															
				公用無料 □	年月日 □																																																
						交付 □																																															

【旧】

第61号の68様式その2(第31条関係)

申請書(会社法人用)

下記のとおり申請しますので よろしくお願いします。		申 請 人 福岡県 県税事務所 福岡県職員		□																																																	
		福岡県 県税事務所長																																																			
申請は公務のためであることを証明します。																																																					
商 号 (会社等の名前)																																																					
会 社 番 号																																																					
法 人 番 号																																																					
本 店(支 店) (会社の住所)																																																					
該当事項の□にレをつけ、所要事項を記入してください。																																																					
<input type="checkbox"/> コンピュータ化に伴う登記事項証明書 <input type="checkbox"/> 一部□に印をつけた場合は右欄の□にもレ印をつけてください。																																																					
請 求 事 項		一 部 請 求 事 項		請求通数																																																	
①現在事項証明書(現在効力がある部分) <input type="checkbox"/> 全部(謄本) <input type="checkbox"/> 一部(抄本)		*商号区・会社状態区はどの請求にも表示されます。 <input type="checkbox"/> 株式・資本区 <input type="checkbox"/> 目的区 <input type="checkbox"/> 役員区 <input type="checkbox"/> 支店区 <input type="checkbox"/> 支配人区 <input type="checkbox"/> その他																																																			
②履歴事項証明書(コンピュータ化後の変更を含む証明) <input type="checkbox"/> 全部(謄本) <input type="checkbox"/> 一部(抄本)																																																					
③閉鎖事項証明書(①②以外の登記事項) <input type="checkbox"/> 全部(謄本) <input type="checkbox"/> 一部(抄本) <input type="checkbox"/> コンピュータ化に伴う閉鎖謄本																																																					
④□代表者事項証明書(代表権のある者の証明) 2名以上のうち1名のみを請求する場合 (代表者の氏名)																																																					
<input type="checkbox"/> コンピュータ化に伴う登記事項要約書 下記の区で請求できるのは3か所以内に限られます。商号区・会社状態区はどの請求にも表示されます。																																																					
会社	<input type="checkbox"/> 株式・資本区 <input type="checkbox"/> 目的区 <input type="checkbox"/> 役員区 <input type="checkbox"/> 支店区 <input type="checkbox"/> その他(区)		会社以外	<input type="checkbox"/> 商業登記簿 <input type="checkbox"/> その他()																																																	
<input type="checkbox"/> 登記簿謄抄本・閲覧 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;"><input type="checkbox"/>閲覧</td> <td style="width: 10%;"><input type="checkbox"/>登記簿</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="4"><input type="checkbox"/>申請書附属書類(年月日受付第号)(利害関係)</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><input type="checkbox"/>謄本</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td colspan="2"><input type="checkbox"/>閉鎖謄本(年月日閉鎖)</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td colspan="2"><input type="checkbox"/>閉鎖役員欄(年月日閉鎖)</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td colspan="2"><input type="checkbox"/>抄本<input type="checkbox"/>役員欄<input type="checkbox"/>目的欄<input type="checkbox"/>商号欄<input type="checkbox"/>支店欄(支店)</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td colspan="2"><input type="checkbox"/>年月日登記事項</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td colspan="6"><input type="checkbox"/>全部証明</td> </tr> </table>						<input type="checkbox"/> 閲覧	<input type="checkbox"/> 登記簿							<input type="checkbox"/> 申請書附属書類(年月日受付第号)(利害関係)				<input type="checkbox"/> 謄本						<input type="checkbox"/> 閉鎖謄本(年月日閉鎖)						<input type="checkbox"/> 閉鎖役員欄(年月日閉鎖)						<input type="checkbox"/> 抄本 <input type="checkbox"/> 役員欄 <input type="checkbox"/> 目的欄 <input type="checkbox"/> 商号欄 <input type="checkbox"/> 支店欄(支店)						<input type="checkbox"/> 年月日登記事項						<input type="checkbox"/> 全部証明					
<input type="checkbox"/> 閲覧	<input type="checkbox"/> 登記簿																																																				
		<input type="checkbox"/> 申請書附属書類(年月日受付第号)(利害関係)																																																			
<input type="checkbox"/> 謄本																																																					
<input type="checkbox"/> 閉鎖謄本(年月日閉鎖)																																																					
<input type="checkbox"/> 閉鎖役員欄(年月日閉鎖)																																																					
<input type="checkbox"/> 抄本 <input type="checkbox"/> 役員欄 <input type="checkbox"/> 目的欄 <input type="checkbox"/> 商号欄 <input type="checkbox"/> 支店欄(支店)																																																					
<input type="checkbox"/> 年月日登記事項																																																					
<input type="checkbox"/> 全部証明																																																					
利害関係(請求の理由)		県税賦課徴収のため		手数料	登記手数料令第18条により免除																																																
登記所の表示		福岡法務局 支局 出張所		請求年月日	年月日																																																
交付通数		交付枚数	手数料	受付 □	年月日 □																																																
						確認印 □																																															
				公用無料 □	年月日 □																																																
						交付 □																																															

第61号の103様式(第31条関係)

受 受 日	受 受 担 当 者	デ ー タ 入 力 日	デ ー タ 入 力 者
年 月 日		年 月 日	

公壳保証金納付書兼返還請求書兼口座振替依頼書

太枠内は入札参加申込者が記入すること。

福岡県

公 壳 保 証 金 納 付 書				
年度	歳入歳出外現金	保証金その他	公壳保証金	
金額	円			年度
上記金額を納付します。 (記入日) 年 月 日				公告第号
入札者	住 所(所在地)	売却区分番号 第 号		
	フ リ ガ ナ			
	氏 名(名 称)	受 付 印		
	電 話 番 号			
	会 員 識 別 番 号			
	メ ール ア ド レ ス			

※ 「会員識別番号」欄には、KSI官公庁オークションが発行した会員識別番号を記入すること。

公壳保証金返還請求書兼口座振替依頼書				
福岡県知事・福岡県 県税事務所長 殿				
返還事由が生じたとき、上記公壳保証金額を返還願います。				
返還の際は、以下の口座へ振り込んでください。				
なお、返還につき、入札終了日に遅れて返還されることについて異議はありません。				
公壳保証金返還請求者	フ リ ガ ナ			
	氏 名(名 称)			
振 込 先	金 融 機 関 名 (ゆうちょ銀行を除く)	銀 行 信用金庫 信用組合 農 協	支 店	
	預金種別	普通・当座	口座番号	
	ゆうちょ銀行	記 号	番 号	
口座名義人	住 所(所在地)			
	フ リ ガ ナ			
	氏 名(名 称)			

第61号の103様式(第31条関係)

受 受 日	受 受 担 当 者	デ ー タ 入 力 日	デ ー タ 入 力 者
年 月 日		年 月 日	

公壳保証金納付書兼返還請求書兼口座振替依頼書

太枠内は入札参加申込者が記入すること。

福岡県

公 壳 保 証 金 纳 付 書				
年度	歳入歳出外現金	保証金その他	公壳保証金	
金額	円			年度
上記金額を納付します。 (記入日) 年 月 日				公告第号
入札者	住 所(所在地)	売却区分番号 第 号		
	フ リ ガ ナ			
	氏 名(名 称)	受 付 印		
	電 話 番 号			
	会 員 識 别 番 号			
	メ ール ア ド レ ス			

※ 「会員識別番号」欄には、KSI官公庁オークションが発行した会員識別番号を記入すること。

公壳保証金返還請求書兼口座振替依頼書				
福岡県知事・福岡県 県税事務所長 殿				
返還事由が生じたとき、上記公壳保証金額を返還願います。				
返還の際は、以下の口座へ振り込んでください。				
なお、返還につき、入札終了日に遅れて返還されることについて異議はありません。				
公壳保証金返還請求者	フ リ ガ ナ			
	氏 名(名 称)			
振 込 先	金 融 機 関 名 (郵便局を除く)	銀 行 信用金庫 信用組合 農 協	支 店	
	預金種別	普通・当座	口座番号	
	ゆうちょ銀行	記 号	番 号	
口座名義人	住 所(所在地)			
	フ リ ガ ナ			
	氏 名(名 称)			

【新】

第64号の3様式(第34条の2、第38条関係)

		管理番号										
 年月日 福岡県 県税事務所長 殿		法人名										
		法人番号										
		所在地	電話()									
		代表者名										
		代表者住所										
還付請求事由	1 更生手続開始決定 2 再生手続決定 3 法人税法施行令第24条の2第1項に規定する再生計画認可の決定に準ずる事実 4 地方税法施行規則第3条の2の2第1項又は第4条の3の2第1項に規定する事由											
上記事由の発生日	年月日											

仮装経理還付請求書

地方税法 第53条第56項
第72条の24の10第4項

の規定に基づき、下記のとおり

仮装経理法人税割額
仮装経理事業税額の
仮装経理特別法人事業税額

還付を請求します。

1 還付請求額の明細

仮装経理に基づく過大申告をした事業年度	年月日から 年月日まで	確定申告書提出年月日	年月日
仮装経理に基づく過大申告の更正の日	年月日	控除開始事業年度	年月日から 年月日まで
法人事業税・特別法人事業税		法人県民税(法人税割)	
仮装経理事業税額 ①		仮装経理法人税割額 ⑧	
既に控除した税額 ②		既に控除した税額 ⑨	
還付請求額(①-②) ③		還付請求額(⑧-⑨) ⑩	
仮装経理特別法人事業税額 ④		還付請求額合計(⑦+⑩)	
既に控除した税額 ⑤			
還付請求額(④-⑤) ⑥			
還付請求額小計(③+⑥) ⑦			

2 還付を受けようとする金融機関等

金融機関名	口座番号等	普通・当座
本支店名		()

注1 この請求書は、一事業年度ごとに一部提出してください。

2 この請求書を提出する際は、還付請求事由を証する書類を添付してください。

3 「確定申告書提出年月日」の欄は、当該事業年度分の確定申告書を提出した年月日を記載してください。

【旧】

第64号の3様式(第34条の2、第38条関係)

		管理番号										
 年月日 福岡県 県税事務所長 殿		法人名										
		法人番号										
		所在地	電話()									
		代表者名										
		代表者住所										
還付請求事由	1 更生手続開始決定 2 再生手続決定 3 法人税法施行令第24条の2第1項に規定する再生計画認可の決定に準ずる事実 4 地方税法施行規則第3条の2の2第1項又は第4条の3の2第1項に規定する事由											
上記事由の発生日	年月日											

仮装経理還付請求書

地方税法 第53条第56項
第72条の24の10第4項

の規定に基づき、下記のとおり

仮装経理法人税割額
仮装経理事業税額の
仮装経理特別法人事業税額

還付を請求します。

1 還付請求額の明細

仮装経理に基づく過大申告をした事業年度又は連結事業年度	年月日から 年月日まで	確定申告書提出年月日	年月日
仮装経理に基づく過大申告の更正の日	年月日	控除開始事業年度又は連結事業年度	年月日から 年月日まで
法人事業税・特別法人事業税		法人県民税(法人税割)	
仮装経理事業税額 ①		仮装経理法人税割額 ⑧	
既に控除した税額 ②		既に控除した税額 ⑨	
還付請求額(①-②) ③		還付請求額(⑧-⑨) ⑩	
仮装経理特別法人事業税額 ④		還付請求額合計(⑦+⑩)	
既に控除した税額 ⑤			
還付請求額(④-⑤) ⑥			
還付請求額小計(③+⑥) ⑦			

2 還付を受けようとする金融機関等

金融機関名	口座番号等	普通・当座
本支店名		()

注1 この請求書は、一事業年度ごとに一部提出してください。

2 この請求書を提出する際は、還付請求事由を証する書類を添付してください。

3 「確定申告書提出年月日」の欄は、当該事業年度分の確定申告書を提出した年月日を記載してください。

第67号様式その1 (第35条関係)
(滞納繰越分5月決算市町村用)

(表)

福岡県 県税事務所長 殿

第 年 月 日

市
町 長
村

法人番号

年度 個人県民税及び森林環境税の滞納状況報告書

Ⓐ 本年3月31日現在の県民税税率 (県・市町村)	%
Ⓑ 本年3月31日現在の県民税税率 (県・市町村・国)	%
Ⓒ 本年3月31日現在の森林環境税税率 (県・市町村・国)	%

1 現年課税分

区 分	令和5年度以前分			令和6年度以後分			
	県民税・市町村民税 税の合算額	① 県民税の額 (⑦×Ⓐ)	市町村民税の額	⑦ 県民税・市町村民税・ 森林環境税の合算額	⑤ 県民税の額 (⑦×Ⓑ)	市町村民税の額	④ 森林環境税の額 (⑦×Ⓒ)
① 本年3月31日現在の調定額	円			円			
② 本年4月1日から同年5月31日 までの間ににおける調定減少額							
③ 差引調定額(①-②)		円	円		円	円	円
④ 本年度中の収入済額							
⑤ 還付未済額							
⑥ 本年度中の欠損額							
翌年度へ繰り越される額 ③-(④-⑤)-⑥	(イ)	(ロ)	(ハ)	(二)	(ジ)	(ト)	
徵収猶予の額							摘要
滞納処分執行停止の額							
その他							
本年度中の指定金融機関等への県民税の払込済税額	(チ)			円	本年度中の指定金融機関等への県民税の払込 済税額	(リ)	円
収入額のうち指定金融機関等への県民税の払込未済額	④①-(チ)			円	収入額のうち指定金融機関等への県民税の払 込未済額	(リ)	円

区 分	令和5年度以前分及び令和6年度以後分の合計			
	県民税・市町村民税・ 森林環境税の合算額	県民税の額	市町村民税の額	森林環境税の額
① 本年3月31日現在の調定額	円			
② 本年4月1日から同年5月31日 までの間ににおける調定減少額				
③ 差引調定額(①-②)		円	円	円
④ 本年度中の収入済額				
⑤ 還付未済額				
⑥ 本年度中の欠損額				
翌年度へ繰り越される額 ③-(④-⑤)-⑥	(ス)	(ロ)	(フ)	(リ)
徵収猶予の額				摘要
滞納処分執行停止の額				
その他				
本年度中の指定金融機関等への県民税の払込済税額				円
収入額のうち指定金融機関等への県民税の払込未済額				円

現年課税分県民税の不納欠損処理の内訳

法第15条の7第5項に該当するもの	
件 数	県民税の額
件	円

第67号様式その1 (第35条関係)

(滞納繰越分5月決算市町村用)

(表)

福岡県 県税事務所長 殿

第
年
月
号
日市
町 長
村市
町 長
村

法人番号

年度 個人県民税及び森林環境税の滞納状況報告書

Ⓐ 本年3月31日現在の県民税按分率(県・市町村)	%
Ⓑ 本年3月31日現在の県民税按分率(県・市町村・国)	%
Ⓒ 本年3月31日現在の森林環境税按分率(県・市町村・国)	%

1 現年課税分

区 分	令和6年度以後分			
	⑦ 県民税・市町村民税・ 森林環境税の合算額	① 県民税の額 (⑦×Ⓐ)	市町村民税の額	森林環境税の額 (⑦×Ⓒ)
① 本年3月31日現在の調定額	円			
② 本年4月1日から同年5月31日 までの間ににおける調定減少額				
③ 差引調定額(①-②)		円	円	円
④ 本年度中の収入済額				
⑤ 還付未済額				
⑥ 本年度中の欠損額				
翌年度へ繰り越される額 ③-(④-⑤)-⑥	(イ)	(ロ)	(ハ)	(二)
徵収猶予の額				摘要
滞納処分執行停止の額				
その他				
本年度中の指定金融機関等への県民税の払込済税額				円
収入額のうち指定金融機関等への県民税の払込未済額	④①-(チ)			円

現年課税分県民税の不納欠損処理の内訳

法第15条の7第5項に該当するもの	
件 数	県民税の額
件	円

(表)

(表)

2 滞納繰越分

区分	令和5年度以前分			令和6年度以後分		
	⑦ 県民税・市町村民税の合算額	⑧ 県民税の額 (⑦×④)	市町村民税の額	⑦ 県民税・市町村民税・森林環境税の合算額	⑧ 県民税の額 (⑦×④)	市町村民税の額
① 前年6月1日現在の滞納繰越分 調定額	円			円		
② 前年6月1日から本年5月31日までの間ににおける調定減少額						
③ 差引調定額 (①-②)		円	円		円	円
④ 前年6月1日から本年5月31日までの間ににおける収入額						
⑤ 還付未済額						
⑥ 上欄の期間における欠損額						
翌年度へ繰り越すべき本年5月31日現在の滞納額 ③-(④-⑤)-⑥	(a)	(b)	(c)	(d)	(e)	(f)
徴収猶予の額						
滞納処分執行停止の額						
その他						
前年6月1日から本年5月31日までの間ににおける指定金融機関等への県民税の払込済税額	(h)	円	前年6月1日から本年5月31日までの間ににおける指定金融機関等への県民税の払込済税額	(i)	円	
収入額のうち指定金融機関等への県民税の払込未済額	(d)-(h)	円	収入額のうち指定金融機関等への県民税の払込未済額	(d)-(i)	円	払込未済額

区分	令和5年度以前分及び令和6年度以後分の合計			
	県民税・市町村民税・森林環境税の合算額	県民税の額	市町村民税の額	森林環境税の額
① 前年6月1日現在の滞納繰越分 調定額	円			
② 前年6月1日から本年5月31日までの間ににおける調定減少額				
③ 差引調定額 (①-②)		円	円	円
④ 前年6月1日から本年5月31日までの間ににおける収入額				
⑤ 還付未済額				
⑥ 上欄の期間における欠損額				
翌年度へ繰り越すべき本年5月31日現在の滞納額 ③-(④-⑤)-⑥	(j)	(k)	(l)	(m)
徴収猶予の額				
滞納処分執行停止の額				
その他				
前年6月1日から本年5月31日までの間ににおける指定金融機関等への県民税の払込済税額	円			
収入額のうち指定金融機関等への県民税の払込未済額		円		

滞納繰越分県民税の不納欠損処理の内訳

法第15条の7第4項に該当するもの 該当するもの	法第15条の7第5項に該当するもの 該当するもの	法第18条第1項に該当するもの うち滞納処分の執行停止期間中に5年の時効到来により消滅したもの			
件数	県民税の額	件数	県民税の額	件数	県民税の額
件	円	件	円	件	円

3 翌年度へ繰り越される額の合計

区分	県民税・市町村民税・森林環境税の合算額	県民税額	市町村民税額	森林環境税
現年課税分	(イ)	円 (イ)	円 (イ)	円 (イ)
滞納繰越分	(j)	円 (j)	円 (j)	円 (j)
合計				

注 この報告書は、5月31日現在によって作成し、6月30日までに提出すること。

2 滞納繰越分

区分	令和5年度以前分			令和6年度以後分		
	⑦ 県民税・市町村民税の合算額	⑧ 県民税の額 (⑦×④)	市町村民税の額	⑦ 県民税・市町村民税・森林環境税の合算額	⑧ 県民税の額 (⑦×④)	市町村民税の額
① 前年6月1日現在の滞納繰越分 調定額	円			円		
② 前年6月1日から本年5月31日までの間ににおける調定減少額						
③ 差引調定額 (①-②)		円	円		円	円
④ 前年6月1日から本年5月31日までの間ににおける収入額						
⑤ 還付未済額						
⑥ 上欄の期間における欠損額						
翌年度へ繰り越すべき本年5月31日現在の滞納額 ③-(④-⑤)-⑥	(a)	(b)	(c)	(d)	(e)	(f)
徴収猶予の額						
滞納処分執行停止の額						
その他						
前年6月1日から本年5月31日までの間ににおける指定金融機関等への県民税の払込済税額	(h)	円	前年6月1日から本年5月31日までの間ににおける指定金融機関等への県民税の払込済税額	(i)	円	
収入額のうち指定金融機関等への県民税の払込未済額	(d)-(h)	円	収入額のうち指定金融機関等への県民税の払込未済額	(d)-(i)	円	払込未済額

区分	令和5年度以前分及び令和6年度以後分の合計					
	県民税・市町村民税・森林環境税の合算額	県民税の額	市町村民税の額	森林環境税の額		
① 前年6月1日現在の滞納繰越分 調定額	円					
② 前年6月1日から本年5月31日までの間ににおける調定減少額						
③ 差引調定額 (①-②)		円	円	円		
④ 前年6月1日から本年5月31日までの間ににおける収入額						
⑤ 還付未済額						
⑥ 上欄の期間における欠損額						
翌年度へ繰り越すべき本年5月31日現在の滞納額 ③-(④-⑤)-⑥	(j)	(k)	(l)	(m)		
徴収猶予の額						
滞納処分執行停止の額						
その他						
前年6月1日から本年5月31日までの間ににおける指定金融機関等への県民税の払込済税額	(h)	円	前年6月1日から本年5月31日までの間ににおける指定金融機関等への県民税の払込済税額	(i)	円	
収入額のうち指定金融機関等への県民税の払込未済額	(d)-(h)	円	収入額のうち指定金融機関等への県民税の払込未済額	(d)-(i)	円	払込未済額

滞納繰越分県民税の不納欠損処理の内訳

法第15条の7第4項に該当するもの 該当するもの	法第15条の7第5項に該当するもの 該当するもの	法第18条第1項に該当するもの うち滞納処分の執行停止期間中に5年の時効到来により消滅したもの			
件数	県民税の額	件数	県民税の額	件数	県民税の額
件	円	件	円	件	円

3 翌年度へ繰り越される額の合計

区分	県民税・市町村民税・森林環境税の合算額	県民税額	市町村民税額	森林環境税
現年課税分	(イ)	円 (イ)	円 (イ)	円 (イ)
滞納繰越分	(j)	円 (j)	円 (j)	円 (j)
合計				

注 この報告書は、5月31日現在によって作成し、6月30日までに提出すること。

第67号様式その2 (第35条関係)
(滞納縫越分3月決算市町村用)

福岡県 県税事務所長 殿

第年月分日

市
町
村

法人番号

□□□□□□□□□□□□□□□□

年度 現年課税分個人県民税及び森林環境税の滞納状況報告書

Ⓐ 本年3月31日現在の県民税比率 (県・市町村)	%
Ⓑ 本年3月31日現在の県民税比率 (県・市町村・国)	%
Ⓒ 本年3月31日現在の森林環境税比率 (県・市町村・国)	%

区分	令和5年度以前分			令和6年度以後分			
	県民税・市町村民税の合算額	県民税の額 (Ⓐ×Ⓑ)	市町村民税の額	県民税・市町村民税・森林環境税の合算額	県民税の額 (Ⓐ×Ⓑ)	市町村民税の額	森林環境税の額 (Ⓐ×Ⓒ)
① 本年3月31日現在の調定額	円			円			
② 本年4月1日から同年5月31日までの間における調定減少額							
③ 差引調定額(①-②)	円	円	円	円	円	円	円
④ 本年度中の収入済額							
⑤ 還付未済額							
⑥ 本年度中の欠損額							
翌年度へ繰り越される額 ③-(④-⑤)-⑥	(イ)	(ロ)	(ハ)	(二)	(ホ)	(ハ)	(ト)
概要 徴収猶予の額 滞納処分執行停止の額 その他							摘要
本年度中の指定金融機関等への県民税の払込済税額	(チ)	円	本年度中の指定金融機関等への県民税の払込済税額	(リ)	円	円	
収入額のうち指定金融機関等への県民税の払込未済額	①②-(チ)	円	収入額のうち指定金融機関等への県民税の払込未済額	①②-(リ)	円	円	

区分	令和5年度以前分及び令和6年度以後分の合計			
	県民税・市町村民税・森林環境税の合算額	県民税の額	市町村民税の額	森林環境税の額
① 本年3月31日現在の調定額	円			
② 本年4月1日から同年5月31日までの間における調定減少額				
③ 差引調定額(①-②)	円	円	円	円
④ 本年度中の収入済額				
⑤ 還付未済額				
⑥ 本年度中の欠損額				
翌年度へ繰り越される額 ③-(④-⑤)-⑥	(ヌ)	(ル)	(ヲ)	(ワ)
概要 徴収猶予の額 滞納処分執行停止の額 その他				摘要
本年度中の指定金融機関等への県民税の払込済税額		円		
収入額のうち指定金融機関等への県民税の払込未済額		円		

現年課税分県民税の不納欠損処理の内訳	
法第15条の7第5項に該当するもの	
件 数	県民税の額
件	円

2 翌年度に繰り越される額の合計

区分	県民税・市町村民税・森林環境税の合算額	県民税額	市町村民税額	森林環境税額
現年課税分	(ヌ)	円(ル)	円(ヲ)	円(ワ)
滞納縫越分	(リ)	円(ル)	円(ヲ)	円(ワ)
合計				

注 1 この報告書は、5月31日現在によって作成し、6月30日までに提出すること。

2 翌年度に繰り越される額の合計の欄の滞納縫越分は、3月31日現在で作成した滞納状況報告書の数値を記入すること。

第67号様式その2 (第35条関係)
(滞納縫越分3月決算市町村用)

福岡県 県税事務所長 殿

第年月日

市
町
村

概要

法人番号 □□□□□□□□□□□□□□□□

年度 現年課税分個人県民税及び森林環境税の滞納状況報告書

Ⓐ 本年3月31日現在の県民税比率 (県・市町村)	%
Ⓑ 本年3月31日現在の県民税比率 (県・市町村・国)	%
Ⓒ 本年3月31日現在の森林環境税比率 (県・市町村・国)	%

区分	令和6年度以後分		
	県民税・市町村民税・森林環境税の合算額	県民税の額 (Ⓐ×Ⓑ)	市町村民税の額
① 本年3月31日現在の調定額	円		
② 本年4月1日から同年5月31日までの間における調定減少額			
③ 差引調定額(①-②)	円	円	円
④ 本年度中の収入済額			
⑤ 還付未済額			
⑥ 本年度中の欠損額			
翌年度へ繰り越される額 ③-(④-⑤)-⑥	(イ)	(ロ)	(ハ)
概要 徴収猶予の額 滞納処分執行停止の額 その他			摘要
本年度中の指定金融機関等への県民税の払込済税額	(ホ)	円	円
収入額のうち指定金融機関等への県民税の払込未済額	④⑦-(ホ)	円	円

現年課税分県民税の不納欠損処理の内訳

法第15条の7第5項に該当するもの	
件 数	県民税の額
件	円

翌年度へ繰り越される額の合計

区分	県民税・市町村民税・森林環境税の合算額	県民税額	市町村民税額	森林環境税額
現年課税分	(イ)	円(ロ)	円(ハ)	円(二)
滞納縫越分	(リ)	円(ル)	円(ヲ)	円(ワ)
合計				

注 1 この報告書は、5月31日現在によって作成し、6月30日までに提出すること。

2 翌年度に繰り越される額の合計の欄の滞納縫越分は、3月31日現在で作成した滞納状況報告書の数値を記入すること。

第67号様式その3(第35条関係)
(滞納繰越分3月決算市町村用)

福岡県 県税事務所長 殿

第
年
月
日

市
町
村
一

法人番号

年度 滞納繰越分個人県民税及び森林環境税の滞納状況報告書

(①) 本年3月31日現在の県民税按分率(県・市町村)	%
(②) 本年3月31日現在の県民税按分率(県・市町村・国)	%
(③) 本年3月31日現在の森林環境税按分率(県・市町村・国)	%

区分	令和5年度以前分			令和6年度以後分			
	⑦ 県民税・市町村民税 税の合算額	① 県民税の額 (⑦×①)	市町村民税の額	⑦ 県民税・市町村民税・ 森林環境税の合算額	① 県民税の額 (⑦×①)	市町村民税の額	森林環境税の額 (⑦×①)
① 滞納繰越分 当初調定額 の 前 年 度 の 計	現年課税分 滞納繰越分 計	円	円	現年課税分 滞納繰越分 計	円	円	円
② 前年4月1日から本年3月31日までの 間における調定減少額							
③ 差引調定額(①-②)		円	円		円	円	円
④ 本年度中の収入済額							
⑤ 還付未済額							
⑥ 上欄の期間における欠損額							
翌年度へ繰り越すべき本年3月31日現在の滞納額 ③-(④-⑤)-⑥	(a)	(b)	(c)	(d)	(e)	(f)	(g)
被 徴 収 額 の 内 訳 その他の 額							摘要
本年度中の指定金融機関等への県民税の払込済額 (h)		円	本年度中の指定金融機関等への県民税の払込 済額 (i)		円		
収入額のうち指定金融機関等への県民税の払込未済額 ④⑦-(h)		円	収入額のうち指定金融機関等への県民税の払 込未済額 (i)		円		

区分	令和5年度以前分及び令和6年度以後分の合計			
	県民税・市町村民税・ 森林環境税の合算額	県民税の額	市町村民税の額	森林環境税の額
① 滞納繰越分 当初調定額 の 前 年 度 の 計	現年課税分 滞納繰越分 計	円	円	円
② 前年4月1日から本年3月31日までの 間における調定減少額				
③ 差引調定額(①-②)		円	円	円
④ 本年度中の収入済額				
⑤ 還付未済額				
⑥ 上欄の期間における欠損額				
翌年度へ繰り越すべき本年3月31日現在の滞納額 ③-(④-⑤)-⑥	(j)	(k)	(l)	(m)
被 徴 収 額 の 内 訳 その他の 額				摘要
本年度中の指定金融機関等への県民税の払込済額		円		
収入額のうち指定金融機関等への県民税の払込未済額		円		

滞納繰越分県民税の不納欠損処理の内訳

法第15条の第4項に 該当するもの	法第15条の第5項に 該当するもの	法第18条第1項に該当するもの				
		うち滞納処分の執行停止期間中に5 年の時効到来により消滅したもの				
件数	県民税の額	件数	県民税の額	件数	県民税の額	件数
件	円	件	円	件	円	件

注 この報告書は、3月31日現在によって作成し、4月30日までに提出すること。

第
年
月
日

第67号様式その3(第35条関係)
(滞納繰越分3月決算市町村用)

福岡県 県税事務所長 殿

市
町
村
一

法人番号

年度 滞納繰越分個人県民税及び森林環境税の滞納状況報告書

(①) 本年3月31日現在の県民税按分率(県・市町村)	%
(②) 本年3月31日現在の県民税按分率(県・市町村・国)	%
(③) 本年3月31日現在の森林環境税按分率(県・市町村・国)	%

区分	令和5年度以前分			令和6年度以後分			
	⑦ 県民税・市町村民税 税の合算額	① 県民税の額 (⑦×①)	市町村民税の額	⑦ 県民税・市町村民税・ 森林環境税の合算額	① 県民税の額 (⑦×①)	市町村民税の額	森林環境税の額 (⑦×①)
① 滞納繰越分 当初調定額 の 前 年 度 の 計	現年課税分 滞納繰越分 計	円	円	現年課税分 滞納繰越分 計	円	円	円
② 前年4月1日から本年3月31日までの 間における調定減少額							
③ 差引調定額(①-②)		円	円		円	円	円
④ 本年度中の収入済額							
⑤ 還付未済額							
⑥ 上欄の期間における欠損額							
翌年度へ繰り越すべき本年3月31日現在の滞納額 ③-(④-⑤)-⑥	(a)	(b)	(c)	(d)	(e)	(f)	(g)
被 徴 収 額 の 内 訳 その他の 額							摘要
本年度中の指定金融機関等への県民税の払込済額 (h)		円	本年度中の指定金融機関等への県民税の払込 済額 (i)		円		
収入額のうち指定金融機関等への県民税の払込未済額 ④⑦-(h)		円	収入額のうち指定金融機関等への県民税の払 込未済額 (i)		円		

区分	令和5年度以前分及び令和6年度以後分の合計			
	県民税・市町村民税・ 森林環境税の合算額	県民税の額	市町村民税の額	森林環境税の額
① 滞納繰越分 当初調定額 の 前 年 度 の 計	現年課税分 滞納繰越分 計	円	円	円
② 前年4月1日から本年3月31日までの 間における調定減少額				
③ 差引調定額(①-②)		円	円	円
④ 本年度中の収入済額				
⑤ 還付未済額				
⑥ 上欄の期間における欠損額				
翌年度へ繰り越すべき本年3月31日現在の滞納額 ③-(④-⑤)-⑥	(j)	(k)	(l)	(m)
被 徴 収 額 の 内 訳 その他の 額				摘要
本年度中の指定金融機関等への県民税の払込済額		円		
収入額のうち指定金融機関等への県民税の払込未済額		円		

法第15条の第4項に 該当するもの	法第15条の第5項に 該当するもの	法第18条第1項に該当するもの				
		うち滞納処分の執行停止期間中に5 年の時効到来により消滅したもの				
件数	県民税の額	件数	県民税の額	件数	県民税の額	件数
件	円	件	円	件	円	件

注 この報告書は、3月31日現在によって作成し、4月30日までに提出すること。

第70号様式その1(第36条の2関係)

(表)

福岡県 県税事務所長 殿

第 年 月 日

市
町
村
法人番号年度 現年課税
滞納繰越 分の個人県民税及び森林環境税に係る調定收入状況等報告書

(年 月収入 ・ 年 月払込分)

払込日付

調定額(県民税及び市町村民税の合算額)					
区分	前月までの 通計	本 月 分		差引通計	
		調定額	減額		
普通 徴 収 分	件数	()	()		
	税額				
特別 徴 収 分	件数	()	()		
	税額				
計	件数	()	()		
	税額				
合 計 5 年度 以前 分 の 分 離 課 税 に 係 る 分	件数	()	()		
	税額				
	件数	()	()		
	税額				
	件数	()	()		
	税額				
分離課税分の県民税額	円	調定額計 (③=①+②)			
各種加算金	加算金の種類	調定額	不納欠損額		
	過少申告加算金	件	円	件	円
	不申告加算金				
	重加算金				

調定額(県民税、市町村民税及び森林環境税の合算額)					
区分	前月までの 通計	本 月 分		差引通計	
		調定額	減額		
普通 徴 収 分	件数	()	()		
	税額				
特別 徴 収 分	件数	()	()		
	税額				
計	件数	()	()		
	税額				
合 計 5 年度 以前 分 の 分 離 課 税 に 係 る 分 及 び 合 6 年度 以 後 分 の 合 計	件数	()	()		
	税額				
	件数	()	()		
	税額				
	件数	()	()		
	税額				
分離課税分の県民税額	円	調定額計 (③=①+②)			
各種加算金	加算金の種類	調定額	不納欠損額		
	過少申告加算金	件	円	件	円
	不申告加算金				
	重加算金				

第70号様式その1(第36条の2関係)

(表)

福岡県 県税事務所長 殿

第 年 月 日

市
町
村
法人番号年度 現年課税
滞納繰越 分の個人県民税及び森林環境税に係る調定收入状況等報告書

(年 月収入 ・ 年 月払込分)

払込日付

調定額(県民税及び市町村民税の合算額)					
区分	前月までの 通計	本 月 分		差引通計	
		調定額	減額		
普通 徴 収 分	件数	()	()		
	税額				
特別 徴 収 分	件数	()	()		
	税額				
計	件数	()	()		
	税額				
合 計 5 年度 以前 分 の 分 離 課 税 に 係 る 分 及 び 合 6 年度 以 後 分 の 合 計	件数	()	()		
	税額				
	件数	()	()		
	税額				
	件数	()	()		
	税額				
分離課税分の県民税額	円	調定額計 (③=①+②)			
各種加算金	加算金の種類	調定額	不納欠損額		
	過少申告加算金	件	円	件	円
	不申告加算金				
	重加算金				

調定額(県民税、市町村民税及び森林環境税の合算額)					
区分	前月までの 通計	本 月 分		差引通計	
		調定額	減額		
普通 徴 収 分	件数	()	()		
	税額				
特別 徴 収 分	件数	()	()		
	税額				
計	件数	()	()		
	税額				
合 計 5 年度 以前 分 の 分 離 課 税 に 係 る 分 及 び 合 6 年度 以 後 分 の 合 計	件数	()	()		
	税額				
	件数	()	()		
	税額				
	件数	()	()		
	税額				
分離課税分の県民税額	円	調定額計 (③=①+②)			
各種加算金	加算金の種類	調定額	不納欠損額		
	過少申告加算金	件	円	件	円
	不申告加算金				
	重加算金				

(裏)

《東

収入済額								
(令和5年度以前分: 県民税及び市町村民税の合算額、令和6年度以後分: 県民税、市町村民税及び森林環境税の合算額)								
前月までの通計 (⑦)	本月分収入額 (⑧)	県民税・市町村民税、森林環境税の額 付額(⑨)	県民税・市町村民税、森林環境税のその 他の増減額(⑩)	差引通計 (⑪=⑦+⑧-⑨+ ⑩)	収入未済額 (③-⑪) (⑤-⑪)	収入率 (⑪/③) (⑤/⑪)		
令和5年度以前分	()	()	()	()	()	()		
令和6年度以後分								
合計	()	()	()	()	()	()		

収入済額							
(令和5年度以前分: 森民税及び市町村民税の合算額、令和6年度以後分: 森民税、市町村民税及び森林環境税の合算額)							
前月までの合計 (⑦)	本月分収入額 (⑧)	県民税・市町村民税・森林環境税の還付額 (⑨)	森林環境税のその他の増減額 (⑩)	差引通計 (⑪=⑦+⑧-⑨+⑩)	収入未済額 (⑫=⑪-⑬)	収入率 (⑫/⑬)	収入率 (⑪/⑫)
令和5年度以前分	()	()	()	()	()	()	()
令和6年度以後分							
合計	()	()	()	()	()	()	()

県民税	払い込むべき税額		払込額			
	県民税払込按分率(%)	払い込むべき税額 ($=\text{II} \times \text{III}$)	前月までの 払込額累計(税)	本月分の払込額 (税)	払込額通計 ($=\text{II} + \text{III}$)	差引払込み過不足額 ($=\text{II} - \text{III}$)
令和5年度以前分	※県・市町村の 払込按分率	()	()	()	()	()
令和6年度以後分	※県・市町村・ 国の払込按分率					
合計		()	()	()	()	()

県民税	支払いすべき税額		拠出額			
	県民税拠出 比率(⑫)	支払いすべき税額 (⑬=⑪×⑫)	前月までの 拠出額合計(⑭)	本月分の拠出額 (⑮)	拠出額合計 (⑯=⑭+⑮)	差引拠出額 (⑭-⑯)
令和5年度以前分	※県・市町村の 拠出割合	()	()	()	()	()
令和6年度以後分	※県・市町村・ 国との拠出割合					
合計		()	()	()	()	()

森林環境税 令和6年度以後分	払い込みべき税額				
	森林環境税 払込分率(①)	払い込み予定税額 (②=①×③)	③以外の還付等の額 (④)	還付等の額の通計 (⑤=④の通計)	⑥以外の返納等の額 (⑥)
※県・市町村・ 国の払込分率					
払込額					
	前月までの 払込額通計(⑦)	本月分の払込額 (⑧)	払込額通計 (⑨=⑦+⑧)	差引払込み過不足額 (⑩=⑦-⑧)	

森林環境税	払い込みべき税額				
	森林環境税 払込分率(⑮)	払い込み予定税額 (⑯=⑮×⑯)	⑯以外の還付等の額 (⑯)	還付等の額の通計 (⑯=⑯の通計)	⑯以外の返納等の額 (⑯)
令和6年度以後分	※県・市町村・ 国の払込分率				
払込額					
	前月までの 払込額通計(⑯)	本月分の払込額 (⑯)	払込額通計 (⑯+⑯+⑯)	返り扱込み過不足額 (⑯-⑯)	

注 1 現年課税分、滞納繰越分はそれぞれ別葉で提出すること。

2 現年課税分の調定件数を記載する場合は、県民税に係る件数のみを記載すること。また、新規に課税した人員のみを記載し、括弧には納税通知書及び特別徴収義務者を経て通知する通知書の数並びに分離課税に係る納税通知書の数の合計数を記載すること。

3 収入済額、県民税の払い込みべき税額及び払込額を記載する場合は、平成18年度以前課税分については令和5年度以前分の欄の括弧内数を記載すること。

4 滞納繰越分の当初報告についての記載は本月分の件数欄に滞納人員を記載すること。

5 その他の増減欄は、年度、科目の誤りによる更正、誤計算等により修正すべき額を記載し、明細書を添付すること。

6. 各種加算金については、県民税及び市町村民税の合算額によって算出した額をそれぞれ記載すること。なお、加算金の払込みについての報告書は、規則第70号様式その2を使用すること。

7 不納欠損額(各加算金も含む。)についてはその処理の決定の都度、当該年度の県

注 1 現年課税分、滞納繰越分はそれぞれ別葉で提出する。

2 現年課税分の譲付件数を記載する場合は、県民税に係る件数のみを記載すること。また、新規に課税した人員のみを記載し、括弧には納税通知書及び特別徴収義務者を通じて通知する通知書の数並びに分離課税に係る納税通知書の数の合計数を記載すること。

3 収入額、県民税の支払額及び支込額を記載する場合は、平成18年度以前課税分については令和5年度以前分の欄の括弧内に内数を記載すること

4 滞納繰越分の当初報告についての記載は本月分の件数欄に滞納人員を記載すること。

5 その他の増減額は、年度、科目の誤りによる更正、誤計算等により修正すべき額を記載し、明細書を添付すること。

6 各種加算金については、県民税及び市町村民税の合算額によって算出した額をそれぞれ記載すること。なお、加算金の払込みについての報告書は、規則第70号様式その他の用紙によること。

第70号様式その2(第36条の2関係)

(表)

福岡県 県税事務所長 殿

年度 現年課税
滞納額
() 年 月収入 年 月払込分

分の個人県民税及び森林環境税に係る税外徴収金の収入状況等報告書

法人番号

市
町
村
一

第 年 月 号 日

第70号様式その2(第36条の2関係)

(表)

福岡県 県税事務所長 殿

年度 現年課税
滞納額
() 年 月収入 年 月払込分

分の個人県民税及び森林環境税に係る税外徴収金の収入状況等報告書

法人番号

市
町
村
一

第 年 月 号 日

区 分	収入済額(県民税及び市町村民税に係る税外徴収金の合算額)			収入済額(県民税、市町村民税及び森林環境税に係る税外徴収金の合算額)		
	令和5年度以前分			令和6年度以後分		
	前月までの通計 (①)	本月分 (②)	差引通計 (④=①+②-③)	前月までの通計 (⑤)	本月分 (⑥)	差引通計 (⑧=⑤+⑥-⑦)
延 滞 金	() 円	() 円	() 円	円	円	円
過少申告加算金	()	()	()			
不申告加算金	()	()	()			
重 加 算 金	()	()	()			

区 分	収入済額(県民税及び市町村民税に係る税外徴収金の合算額)			収入済額(県民税、市町村民税及び森林環境税に係る税外徴収金の合算額)		
	令和5年度以前分			令和6年度以後分		
	前月までの通計 (①)	本月分 (②)	差引通計 (④=①+②-③)	前月までの通計 (⑤)	本月分 (⑥)	差引通計 (⑧=⑤+⑥-⑦)
延 滞 金	() 円	() 円	() 円	円	円	円
過少申告加算金	()	()	()			
不申告加算金	()	()	()			
重 加 算 金	()	()	()			

区 分	収入済額(県民税、市町村民税及び森林環境税に係る税外徴収金の合算額)		
	令和5年度以前分及び令和6年度以後分の合計		
	前月までの通計	本月分	差引通計
延 滞 金	() 円	() 円	() 円
過少申告加算金	()	()	()
不申告加算金	()	()	()
重 加 算 金	()	()	()

区 分	収入済額(県民税、市町村民税及び森林環境税に係る税外徴収金の合算額)		
	令和5年度以前分及び令和6年度以後分の合計		
	前月までの通計	本月分	差引通計
延 滞 金	() 円	() 円	() 円
過少申告加算金	()	()	()
不申告加算金	()	()	()
重 加 算 金	()	()	()

(表)

(表)

県民税に係る税外徴収金の払込金額(令和5年度以前分)						
区分	県民税払込按分率(県・市町村)(⑨)	払い込むべき金額(⑩=(④×⑨))	前月までの払込金額通計(⑪)	本月分払込金額(⑫)	払込金額通計(⑬=⑪+⑫)	払込未済額(⑩-⑬)
延滞金	%	()円	()円	()円	()円	円
		()	()	()	()	
		()	()	()	()	
		()	()	()	()	
過少申告加算金						
不申告加算金						
重加算金						

県民税に係る税外徴収金の払込金額(令和6年度以後分)						
区分	県民税払込按分率(県・市町村・国)(⑩)	払い込むべき金額(⑪=(⑤×⑩))	前月までの払込金額通計(⑫)	本月分払込金額(⑬)	払込金額通計(⑭=⑫+⑬)	払込未済額(⑪-⑭)
延滞金	%	円	円	円	円	円
過少申告加算金						
不申告加算金						
重加算金						

県民税に係る税外徴収金の払込金額(令和5年度以前分及び令和6年度以後分の合計)						
区分	県民税払込按分率	払い込むべき金額	前月までの払込金額通計	本月分払込金額	払込金額通計	払込未済額
延滞金		()円	()円	()円	()円	円
		()	()	()	()	
		()	()	()	()	
		()	()	()	()	
過少申告加算金						
不申告加算金						
重加算金						

森林環境税に係る税外徴収金の払込金額(令和6年度以後分)							
区分	按分率(⑩)	払い込み予定金額(⑪=(③×⑩))	⑦以外の還付等の額(⑫)	還付等の額の通計(⑬=⑫の通計)	その他の返納等の額(⑭)	返納等の額の通計(⑮=⑭-⑬の通計)	
延滞金	%	円	円	円	円	円	
		前月までの払込金額通計(⑯)	本月分払込金額(⑰)	払込金額通計(⑱=⑯+⑰)	払込未済額(⑯-⑱)		
		円	円	円	円		

- 注 1 現年課税分と滞納課税分の区分については、加算金についてのみ行い、それぞれ別紙で提出すること。
 2 延滞金については、すべて(現年課税分、滞納課税分とも)現年課税分の令和5年度以前分又は令和6年度以後分の欄に、それぞれ総額を記載すること。
 3 収入済額、県民税の払い込むべき税額及び払込金額を記載する場合は、平成18年度以前課税分については令和5年度以前分の欄の括弧内に内数を記載すること。
 4 この報告書は、翌月10日までに関係県税務所へ到達するよう提出すること。

県民税に係る税外徴収金の払込金額(令和5年度以前分)						
区分	県民税払込按分率(県・市町村)(⑨)	払い込むべき金額(⑩=(④×⑨))	前月までの払込金額通計(⑪)	本月分払込金額(⑫)	払込金額通計(⑬=⑪+⑫)	払込未済額(⑩-⑬)
延滞金	%	()円	()円	()円	()円	円
		()	()	()	()	
		()	()	()	()	
		()	()	()	()	
過少申告加算金						
不申告加算金						
重加算金						

県民税に係る税外徴収金の払込金額(令和6年度以後分)						
区分	県民税払込按分率(県・市町村・国)(⑩)	払い込むべき金額(⑪=(⑤×⑩))	前月までの払込金額通計(⑫)	本月分払込金額(⑬)	払込金額通計(⑭=⑫+⑬)	払込未済額(⑪-⑭)
延滞金	%	円	円	円	円	円
過少申告加算金						
不申告加算金						
重加算金						

県民税に係る税外徴収金の払込金額(令和5年度以前分及び令和6年度以後分の合計)						
区分	県民税払込按分率	払い込むべき金額	前月までの払込金額通計	本月分払込金額	払込金額通計	払込未済額
延滞金		()円	()円	()円	()円	円
		()	()	()	()	
		()	()	()	()	
		()	()	()	()	
過少申告加算金						
不申告加算金						
重加算金						

森林環境税に係る税外徴収金の払込金額(令和6年度以後分)							
区分	按分率(⑩)	払い込み予定金額(⑪=(③×⑩))	⑦以外の還付等の額(⑫)	還付等の額の通計(⑬=⑫の通計)	その他の返納等の額(⑭)	返納等の額の通計(⑮=⑭-⑬の通計)	
延滞金	%	円	円	円	円	円	
		前月までの払込金額通計(⑯)	本月分払込金額(⑰)	払込金額通計(⑱=⑯+⑰)	払込未済額(⑯-⑱)		
		円	円	円	円		

- 注 1 現年課税分と滞納課税分の区分については、加算金についてのみ行い、それぞれ別紙で提出すること。
 2 延滞金については、すべて(現年課税分、滞納課税分とも)現年課税分の令和5年度以前分又は令和6年度以後分の欄に、それぞれ総額を記載すること。
 3 収入済額、県民税の払い込むべき税額及び払込金額を記載する場合は、平成18年度以前課税分については令和5年度以前分の欄の括弧内に内数を記載すること。
 4 この報告書は、翌月10日までに関係県税務所へ到達するよう提出すること。

第71号様式(第37条関係)

福岡県 県税事務所長 殿

第 年 月 号 日

市
町
村年度 個人の県民税に係る徴収取扱費計算書
(分) (月から 月までの分)

区 分	基 数	徴 取 扱 費 額			
普通徴収に係る納税通知書の数	件	①			
特別徴収義務者を経由して納税義務者に交付する通知書の数	件	②			
地方税法第328条の9の分離課税に係る更正又は決定通知書の数	件	③			
①+②+③	(A)	件 ④=(A)×60円 円			
個人の県民税に係る徴収金で指定金融機関等に払込済みの金額	(B)	円 ⑤=(B)×7% 円			
個人の県民税に係る徴収金を地方税法第17条又は第17条の2の規定により還付又は充当した場合における当該徴収金に係る過誤納金に相当する金額	(C)	円 ⑥=(C)の計 円			
地方税法第17条の4の規定により還付した過誤納金に係る還付	(D)	円 ⑦=(D)の計 円			
加算金に相当する金額					
地方税法第321条第2項の規定により交付した個人の県民税の納期前の納付に対する報奨金の額に相当する金額	(E)	円 ⑧=(E)の計 円			
賦課決定された納税義務者数	(F)	人 ⑨=(F)×3,000円 円			
今回報告以前に年度を超えて税額が0円に変更された納税者数(過年度交付済額)	(G)	人 ⑩=(G)×3,000円 円			
差引納税義務者数⑨-⑩		人 ⑪=⑨-⑩ 円			
地方税法第37条の4の規定により控除されるべき額で同条の所得割の額から控除することができなかった金額を同法第314条の9第3項の規定により適用される同条第2項の規定により還付した場合における当該控除することができなかった金額に相当する金額	(H)	円 ⑫=(H) 円			
合計①+⑤+⑥+⑦+⑧+⑪+⑫		円			
上記(A)～(H)の内訳((G)を除く)	報告次の県民税払込按分率(県・市町村・国)(以下、単に「県民税払込按分率」という。) 報告次の県民税払込按分率(県・市町村) (注)指定都市については、退職分課税以外分を記載すること。 報告次の県民税払込按分率(退職分離課税分)	%			
	(注)指定都市のみ記載すること。	%			
区 分	月分	月分	月分	月分	計
納税通知書の数 及び県民税の払込済みの額	(件) 円	(件) 円	(件) 円	(A 件) (B) (C) (D) (E)	(A 件) 円
過誤納金	(件) 円	(件) 円	(件) 円	(件) 円	(件) 円
還付加算金	(件) 円	(件) 円	(件) 円	(件) 円	(件) 円
前納報奨金	(件) 円	(件) 円	(件) 円	(件) 円	(件) 円
納税義務者数	人	人	人	(F)	人
還付した額	円	円	円	(H)	円

第71号様式(第37条関係)

福岡県 県税事務所長 殿

第 年 月 号 日

市
町
村

印

年度 個人の県民税に係る徴収取扱費計算書
(分) (月から 月までの分)

区 分	基 数	徴 取 扱 費 額			
普通徴収に係る納税通知書の数	件	①			
特別徴収義務者を経由して納税義務者に交付する通知書の数	件	②			
地方税法第328条の9の分離課税に係る更正又は決定通知書の数	件	③			
①+②+③	(A)	件 ④=(A)×60円 円			
個人の県民税に係る徴収金で指定金融機関等に払込済みの金額	(B)	円 ⑤=(B)×7% 円			
個人の県民税に係る徴収金を地方税法第17条又は第17条の2の規定により還付又は充当した場合における当該徴収金に係る過誤納金に相当する金額	(C)	円 ⑥=(C)の計 円			
地方税法第17条の4の規定により還付した過誤納金に係る還付	(D)	円 ⑦=(D)の計 円			
加算金に相当する金額					
地方税法第321条第2項の規定により交付した個人の県民税の納期前の納付に対する報奨金の額に相当する金額	(E)	円 ⑧=(E)の計 円			
賦課決定された納税義務者数	(F)	人 ⑨=(F)×3,000円 円			
今回報告以前に年度を超えて税額が0円に変更された納税者数(過年度交付済額)	(G)	人 ⑩=(G)×3,000円 円			
差引納税義務者数⑨-⑩		人 ⑪=⑨-⑩ 円			
地方税法第37条の4の規定により控除されるべき額で同条の所得割の額から控除することができなかった金額を同法第314条の9第3項の規定により適用される同条第2項の規定により還付した場合における当該控除することができなかった金額に相当する金額	(H)	円 ⑫=(H) 円			
合計①+⑤+⑥+⑦+⑧+⑪+⑫		円			
上記(A)～(H)の内訳((G)を除く)	報告次の県民税払込按分率(県・市町村・国)(以下、単に「県民税払込按分率」という。) 報告次の県民税払込按分率(県・市町村) (注)指定都市については、退職分課税以外分を記載すること。 報告次の県民税払込按分率(退職分離課税分)	%			
	(注)指定都市のみ記載すること。	%			
区 分	月分	月分	月分	月分	計
納税通知書の数 及び県民税の払込済みの額	(件) 円	(件) 円	(件) 円	(A 件) (B) (C) (D) (E)	(A 件) 円
過誤納金	(件) 円	(件) 円	(件) 円	(件) 円	(件) 円
還付加算金	(件) 円	(件) 円	(件) 円	(件) 円	(件) 円
前納報奨金	(件) 円	(件) 円	(件) 円	(件) 円	(件) 円
納税義務者数	人	人	人	(F)	人
還付した額	円	円	円	(H)	円

注1 (A)(B)欄は、平成18年度以前の年度分の個人の県民税(同年度以前において賦課決定されたものに限る。)に係る徴収取扱費について適用されるものであること。

2 徴収取扱費額の円未満は、切り捨てること。

3 (C)欄の過誤納金及び(D)欄の還付加算金とは、市町村が予算を通じて支出した金額に限られるものであること。

4 (C)欄、(D)欄及び(E)欄の基数は、実際に還付・充当又は支出した県民税相当額、県民税相当額に係る還付加算金額及び県民税相当額に係る報奨金額とする。

当該金額について、県民税相当額を把握できない場合は、実際に還付・充当又は支出した額に下記の按分率を用いて算出した額(円未満端数切捨)とし、算式(還付・充当又は支出した金額×按分率)を含めて記載する。

第1次分 県民税確定按分率(県・市町村・国)(以下、単に「県民税確定按分率」という。)

ただし、(C)欄及び(D)欄について、令和5年度以前分に係るものは県民税確定按分率(県・市町村)を用いること。

また、複数の按分率が混在する場合は、(C)欄及び(D)欄の基数は2行に分けて記載し、⑥欄及び⑦欄の徴収取扱費額は各々その合算額を記載する。

第2~第4次分 県民税特定按分率(県・市町村・国)(以下、単に「県民税特定按分率」という。)

ただし、(C)欄及び(D)欄について、令和5年度以前分に係るものは県民税特定按分率(県・市町村)を用いること。

また、複数の按分率が混在する場合は、(C)欄及び(D)欄の基数は2行に分けて記載し、⑥欄及び⑦欄の徴収取扱費額は各々その合算額を記載する。

なお、地方自治法第252条の19第1項の市(指定都市)については、退職分離課税分に下記の按分率を用いること。

また、退職分離課税以外分があり複数の按分率が混在する場合は、(C)欄、(D)欄及び(E)欄の基数は複数行に分けて記載し、⑥欄、⑦欄及び⑧欄の徴収取扱費額は各々その合算額を記載する。

第1次分(退職分離課税分) 退職分離課税に係る前年度県民税確定按分率

第2~第4次分(退職分離課税分) 退職分離課税に係る前年度県民税確定按分率

5 (F)欄の「賦課決定された納税義務者数」は、次により計上すること。

第2次分 当該年度の賦課額決定報告書の納税義務者数÷4=a

第3次分 (当該年度の賦課額決定報告書の納税義務者数-a)÷3=b

第4次分 (当該年度の賦課額決定報告書の納税義務者数-(a+b))÷2=c

第1次分 当該年度の賦課額変更報告書-(a+b+c)

第2~第4次分は、賦課額決定報告書に基づく概算の計算書であり、第1次分で賦課額変更報告書に基づいて精算を行う。

各次分において、上記計算式により算出された納税義務者数に1未満の端数が生じたときは、1未満の数値を切り上げる。

6 ⑩欄は、第1次分でのみ使用すること。(G)欄の基数に乘じる金額は、既交付時の単価によること。

7 内訳欄の括弧内は、それぞれの件数を記載すること。

8 納税義務者数の内訳欄は、調定収入状況等報告書の実員数を計上し、(F)欄記載の際、上記注5の計算を行うこと。

注1 (A)(B)欄は、平成18年度以前の年度分の個人の県民税(同年度以前において賦課決定されたものに限る。)に係る徴収取扱費について適用されるものであること。

2 徴収取扱費額の円未満は、切り捨てること。

3 (C)欄の過誤納金及び(D)欄の還付加算金とは、市町村が予算を通じて支出した金額に限られるものであること。

4 (C)欄、(D)欄及び(E)欄の基数は、実際に還付・充当又は支出した県民税相当額、県民税相当額に係る還付加算金額及び県民税相当額に係る報奨金額とする。

当該金額について、県民税相当額を把握できない場合は、実際に還付・充当又は支出した額に下記の按分率を用いて算出した額(円未満端数切捨)とし、算式(還付・充当又は支出した金額×按分率)を含めて記載する。

第1次分 県民税確定按分率(県・市町村・国)(以下、単に「県民税確定按分率」という。)

ただし、(C)欄及び(D)欄について、令和5年度以前分に係るものは県民税確定按分率(県・市町村)を用いること。

また、複数の按分率が混在する場合は、(C)欄及び(D)欄の基数は2行に分けて記載し、⑥欄及び⑦欄の徴収取扱費額は各々その合算額を記載する。

第2~第4次分 県民税特定按分率(県・市町村・国)(以下、単に「県民税特定按分率」という。)

ただし、(C)欄及び(D)欄について、令和5年度以前分に係るものは県民税特定按分率(県・市町村)を用いること。

また、複数の按分率が混在する場合は、(C)欄及び(D)欄の基数は2行に分けて記載し、⑥欄及び⑦欄の徴収取扱費額は各々その合算額を記載する。

なお、地方自治法第252条の19第1項の市(指定都市)については、退職分離課税分に下記の按分率を用いること。

また、退職分離課税以外分があり複数の按分率が混在する場合は、(C)欄、(D)欄及び(E)欄の基数は複数行に分けて記載し、⑥欄、⑦欄及び⑧欄の徴収取扱費額は各々その合算額を記載する。

第1次分(退職分離課税分) 退職分離課税に係る前年度県民税確定按分率

第2~第4次分(退職分離課税分) 退職分離課税に係る前年度県民税確定按分率

5 (F)欄の「賦課決定された納税義務者数」は、次により計上すること。

第2次分 当該年度の賦課額決定報告書の納税義務者数÷4=a

第3次分 (当該年度の賦課額決定報告書の納税義務者数-a)÷3=b

第4次分 (当該年度の賦課額決定報告書の納税義務者数-(a+b))÷2=c

第1次分 当該年度の賦課額変更報告書-(a+b+c)

第2~第4次分は、賦課額決定報告書に基づく概算の計算書であり、第1次分で賦課額変更報告書に基づいて精算を行う。

各次分において、上記計算式により算出された納税義務者数に1未満の端数が生じたときは、1未満の数値を切り上げる。

6 ⑩欄は、第1次分でのみ使用すること。(G)欄の基数に乘じる金額は、既交付時の単価によること。

7 内訳欄の括弧内は、それぞれの件数を記載すること。

8 納税義務者数の内訳欄は、調定収入状況等報告書の実員数を計上し、(F)欄記載の際、上記注5の計算を行うこと。

第73号の6様式(第39条の5の2関係)

提出用	医療法人等の所得金額計算書	事業	・	・	から	法人名						
		年度	・	・	まで	法人番号						
総 所 得 金 額 等		①										
土 地 等 の 譲 渡 所 得		②										
総 所 得 金 額 (①-②)		③										
医療業とその他の事業とを併せて行っている場合の所得区分	医療業の所得金額 $(③ \times \frac{⑦}{⑦+⑧})$	④						医療業の所得金額 $(③ \times \frac{⑦}{⑦+⑧})$		④		
その他の事業の所得金額 (③-④)		⑤						その他の事業の所得金額 (③-④)		⑤		
社会保険医療分の収入金額 (⑦の金額)		⑥						社会保険医療分の収入金額 (⑦の金額)		⑥		
所得金額の計算の基礎とする収入金額	医療業の総収入金額 (⑦の金額)	⑦						医療業の総収入金額 (⑦の金額)		⑦		
その他の事業収入金額 (⑦の金額)		⑧						その他の事業収入金額 (⑦の金額)		⑧		
社会保険医療分の所得金額 (③× $\frac{⑥}{⑦}$ 又は④× $\frac{⑥}{⑦}$)		⑨						社会保険医療分の所得金額 (③× $\frac{⑥}{⑦}$ 又は④× $\frac{⑥}{⑦}$)		⑨		
当期分課税所得金額 (①-⑨)		⑩						当期分課税所得金額 (①-⑨)		⑩		
繰越欠損金又は災害損失欠損金の当期控除額		⑪						繰越欠損金又は災害損失金の当期控除額		⑪		
課税標準となる所得金額 (⑩-⑪)		⑫						課税標準となる所得金額 (⑩-⑪)		⑫		
健康保険法	円		労働者災害補償保険法収入	⑬	円			労働者災害補償保険法収入	⑬	円		
国民健康保険法			自費診療収入	⑭				自費診療収入	⑭			
高齢者の医療の確保に関する法律			自動車損害賠償責任保険等の収入	⑮				自動車損害賠償責任保険等の収入	⑮			
船員保険法			健康診断・予防注射等受託医療収入	⑯				健康診断・予防注射等受託医療収入	⑯			
国家公務員共済組合法			⑬⑭⑮及び⑯以外の医療収入	⑰				⑬⑭⑮及び⑯以外の医療収入	⑰			
防衛省の職員の給与等に関する法律			患者・付添人等食事代収入	⑯				患者・付添人等食事代収入	⑯			
地方公務員等共済組合法			健康診断等証明収入	⑰				健康診断等証明収入	⑰			
私立学校教職員共済法			入院料・ベッド代等差額収入	⑲				入院料・ベッド代等差額収入	⑲			
戦傷病者特別援護法			生産品等販売収入	⑳				生産品等販売収入	⑳			
母子保健法			受託技工・検査料等収入	㉑				受託技工・検査料等収入	㉑			
児童福祉法			嘱託収入	㉒				嘱託収入	㉒			
原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律			利子等及び配当等収入	㉓				利子等及び配当等収入	㉓			
生活保護法			電話・電気・ガス・寝具等使用料収入	㉔				電話・電気・ガス・寝具等使用料収入	㉔			
中国残留邦人等の円滑な帰国促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律			不用品売却収入	㉕				不用品売却収入	㉕			
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律			取得価格を超える償却資産売却収入	㉖				取得価格を超える償却資産売却収入	㉖			
麻薬及び向精神薬取締法			その他医療業の付随収入	㉗				麻薬及び向精神薬取締法				
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律			付帯事業収入	㉘				感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律				
心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律			介護保険法	㉙				心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律				
介護保険法			計	㉚				介護保険法				
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律			医療業の総収入金額 (㉕+㉖)	㉛				障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律				
難病の患者に対する医療等に関する法律			その他の事業の金額					難病の患者に対する医療等に関する法律				
査定損益額			計	㉜				査定損益額				
計	㉜		計	㉜				計	㉜			
			その他の事業の金額					医療業の総収入金額 (㉕+㉖)	㉛			

第73号の6様式(第39条の5の2関係)

提出用	医療法人等の所得金額計算書	事業	・	・	から	法人名						
		年度	・	・	まで	法人番号						
総 所 得 金 額 等		①										
土 地 等 の 譲 渡 所 得		②										
総 所 得 金 額 (①-②)		③										
医療業とその他の事業とを併せて行っている場合の所得区分	医療業の所得金額 $(③ \times \frac{⑦}{⑦+⑧})$	④						医療業の所得金額 $(③ \times \frac{⑦}{⑦+⑧})$		④		
その他の事業の所得金額 (③-④)		⑤						その他の事業の所得金額 (③-④)		⑤		
社会保険医療分の収入金額 (⑦の金額)		⑥						社会保険医療分の収入金額 (⑦の金額)		⑥		
所得金額の計算の基礎とする収入金額	医療業の総収入金額 (⑦の金額)	⑦						医療業の総収入金額 (⑦の金額)		⑦		
その他の事業収入金額 (⑦の金額)		⑧						その他の事業収入金額 (⑦の金額)		⑧		
社会保険医療分の所得金額 (③× $\frac{⑥}{⑦}$ 又は④× $\frac{⑥}{⑦}$)		⑨						社会保険医療分の所得金額 (③× $\frac{⑥}{⑦}$ 又は④× $\frac{⑥}{⑦}$)		⑨		
当期分課税所得金額 (①-⑨)		⑩						当期分課税所得金額 (①-⑨)		⑩		
繰越欠損金又は災害損失欠損金の当期控除額		⑪						繰越欠損金又は災害損失金の当期控除額		⑪		
課税標準となる所得金額 (⑩-⑪)		⑫						課税標準となる所得金額 (⑩-⑪)		⑫		
健康保険法	円		労働者災害補償保険法収入	⑬	円			労働者災害補償保険法収入	⑬	円		
国民健康保険法			自費診療収入	⑭				自費診療収入	⑭			
高齢者の医療の確保に関する法律			自動車損害賠償責任保険等の収入	⑮				自動車損害賠償責任保険等の収入	⑮			
船員保険法			健康診断・予防注射等受託医療収入	⑯				健康診断・予防注射等受託医療収入	⑯			
国家公務員共済組合法			⑬⑭⑮及び⑯以外の医療収入	⑰				⑬⑭⑮及び⑯以外の医療収入	⑰			
防衛省の職員の給与等に関する法律			患者・付添人等食事代収入	⑯				患者・付添人等食事代収入	⑯			
地方公務員等共済組合法			健康診断等証明収入	⑰				健康診断等証明収入	⑰			
私立学校教職員共済法			入院料・ベッド代等差額収入	⑲				入院料・ベッド代等差額収入	⑲			
戦傷病者特別援護法			生産品等販売収入	⑳				生産品等販売収入	⑳			
母子保健法			受託技工・検査料等収入	㉑				受託技工・検査料等収入	㉑			
児童福祉法			嘱託収入	㉒				嘱託収入	㉒			
原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律			利子等及び配当等収入	㉓				利子等及び配当等収入	㉓			
生活保護法			電話・電気・ガス・寝具等使用料収入	㉔				電話・電気・ガス・寝具等使用料収入	㉔			
中国残留邦人等の円滑な帰国促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律			不用品売却収入	㉕				不用品売却収入	㉕			
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律			取得価格を超える償却資産売却収入	㉖				取得価格を超える償却資産売却収入	㉖			
麻薬及び向精神薬取締法			その他医療業の付随収入	㉗				麻薬及び向精神薬取締法				
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律			付帯事業収入	㉘				感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律				
心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律			介護保険法	㉙				心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律				
介護保険法			計	㉚				介護保険法				
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律			医療業の総収入金額 (㉕+㉖)	㉛				障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律				
難病の患者に対する医療等に関する法律			その他の事業の金額					難病の患者に対する医療等に関する法律				
査定損益額			計	㉜				査定損益額				
計	㉜		その他の事業の金額					計	㉜			
			計	㉜				医療業の総収入金額 (㉕+㉖)	㉛			
			計	㉜				計	㉜			
			その他の事業の金額					その他の事業の金額				

〔記載要領〕

1 この計算書は、地方税法(以下「法」という。)第72条の23第2項の適用を受ける医療法人等が、法人の事業税の確定申告書又は修正申告書を提出する場合に貸借対照表、損益計算書、収入金額明細書、法人税法施行規則別表4(写)に添えて提出してください。

ただし、次に該当する医療法人等は、この計算書を提出する必要はありません。

(1) 主たる事務所等が他の都道府県にある場合

(2) 法人税の申告において、租税特別措置法第67条(社会保険診療報酬の所得計算の特例)第1項の規定の適用を受ける場合

なお、この場合には、地方税法施行規則(以下「法規則」という。)第6号様式別表5「所得金額に関する計算書」の備考欄にその旨を記載するとともに、法人税の明細書別表10(8)の写しを提出してください。

(3) 社会保険診療分の所得とその他の所得を区分して計算している場合

なお、この場合には、その区分経理による所得金額についての明細書を提出してください。

2 ①の金額欄には、法規則第6号様式別表5「所得金額に関する計算書」の再仮計⑯の額を記載してください。

3 ②の金額欄には、土地(建物又は構築物の所有を目的とする地上権及び賃借権を含む。)、建物等、法人税法第2条第23号に掲げる減価償却資産及び有価証券(以下「土地等」という。)の譲渡所得を記載してください。ただし、医療業に関係する土地等(例えば病院の土地、建物等や往診等で使用していた自動車等)の譲渡所得については、②欄に記載せず、「その他の収入金額」欄の空欄に記載してください。

総所得金額等の計算上、益金又は損金として計算した土地等の譲渡益、売却益、譲渡損又は売却損の合計額(以下「土地等の譲渡益等」という。)がある場合は、土地等の譲渡に直接要した経費を控除した後の譲渡所得を記載してください。

また、土地等の譲渡益等には、法人税法第50条(交換により取得した資産の圧縮額の損金算入)又は租税特別措置法第3章第6節(資産の譲渡の場合の課税の特例)の各規定により損金に算入した部分の金額は、土地等の譲渡益等の計算をする上においてこれを控除します。つまり土地等の譲渡益等とは、圧縮後の金額をいいます。

なお、土地等の譲渡益等に係る経費は次のものをいい、固定資産税等土地等の維持管理に要した費用は含まれません。

(1) 土地等を譲渡するために直接要した仲介手数料、測量費、登記費用等

(2) 土地等を譲渡するために、その上にある家屋を取り壊す等の目的で借家人に支払った立退料

(3) 土地等を譲渡するためにその土地の上にある家屋、構築物等を取り壊した場合の除却費及び除却損

4 ⑨の金額欄には、④の金額がある場合は、④×⑥/⑦の金額を記載してください。

5 ⑪の金額には、法規則第6号様式別表9~11の添付を要する法人に限り、課税所得金額の前10年以内の繰越欠損金又は災害損失欠損金の当期控除額を記載してください。

6 社会保険診療分の収入金額欄には、法第72条の23第3項に列挙された健康保険法等の規定に基づく医療等の給付について収入すべき次の金額を法律ごとに記載してください

〔記載要領〕

1 この計算書は、地方税法(以下「法」という。)第72条の23第2項の適用を受ける医療法人等が、法人の事業税の確定申告書又は修正申告書を提出する場合に貸借対照表、損益計算書、収入金額明細書、法人税法施行規則別表4(写)に添えて提出してください。

ただし、次に該当する医療法人等は、この計算書を提出する必要はありません。

(1) 主たる事務所等が他の都道府県にある場合

(2) 法人税の申告において、租税特別措置法第67条(社会保険診療報酬の所得計算の特例)第1項の規定の適用を受ける場合

なお、この場合には、地方税法施行規則(以下「法規則」という。)第6号様式別表5「所得金額に関する計算書」の備考欄にその旨を記載するとともに、法人税の明細書別表10(7)の写しを提出してください。

(3) 社会保険診療分の所得とその他の所得を区分して計算している場合

なお、この場合には、その区分経理による所得金額についての明細書を提出してください。

2 ①の金額欄には、法規則第6号様式別表5「所得金額に関する計算書」の再仮計⑯の額を記載してください。

3 ②の金額欄には、土地(建物又は構築物の所有を目的とする地上権及び賃借権を含む。)、建物等、法人税法第2条第23号に掲げる減価償却資産及び有価証券(以下「土地等」という。)の譲渡所得を記載してください。ただし、医療業に関係する土地等(例えば病院の土地、建物等や往診等で使用していた自動車等)の譲渡所得については、②欄に記載せず、「その他の収入金額」欄の空欄に記載してください。

総所得金額等の計算上、益金又は損金として計算した土地等の譲渡益、売却益、譲渡損又は売却損の合計額(以下「土地等の譲渡益等」という。)がある場合は、土地等の譲渡に直接要した経費を控除した後の譲渡所得を記載してください。

また、土地等の譲渡益等には、法人税法第50条(交換により取得した資産の圧縮額の損金算入)又は租税特別措置法第3章第6節(資産の譲渡の場合の課税の特例)の各規定により損金に算入した部分の金額は、土地等の譲渡益等の計算をする上においてこれを控除します。つまり土地等の譲渡益等とは、圧縮後の金額をいいます。

なお、土地等の譲渡益等に係る経費は次のものをいい、固定資産税等土地等の維持管理に要した費用は含まれません。

(1) 土地等を譲渡するために直接要した仲介手数料、測量費、登記費用等

(2) 土地等を譲渡するために、その上にある家屋を取り壊す等の目的で借家人に支払った立退料

(3) 土地等を譲渡するためにその土地の上にある家屋、構築物等を取り壊した場合の除却費及び除却損

4 ⑨の金額欄には、④の金額がある場合は、④×⑥/⑦の金額を記載してください。

5 ⑪の金額には、法規則第6号様式別表9~11の添付を要する法人に限り、課税所得金額の前10年以内の繰越欠損金又は災害損失欠損金の当期控除額を記載してください。

6 社会保険診療分の収入金額欄には、法第72条の23第3項に列挙された健康保険法等の規定に基づく医療等の給付について収入すべき次の金額を法律ごとに記載してください。

- い。
- (1) 保険者から支払を受けるべき金額
- (2) 被保険者が負担する一部負担金等(入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険併用療養費、訪問看護療養費、家族療養費又は家族訪問看護療養費に相当する金額)
- 7 ⑯の金額欄には、学校又は事務所等との契約に基づく健康診断、予防接種等の給付による収入すべき金額を記載してください。
- 8 ⑯の金額欄には、患者又は付添人等から収入すべき金額のうち、法第72条の23第3項に列挙された健康保険法等の規定に基づく医療等の給付に係るもの以外のものを記載してください。
- 9 ⑯の金額欄には、作業療法等を通じて生産した農作物等の生産品を販売すること、又は物品等の加工若しくは修理を請け負うことにより収入すべき金額を記載してください。
- 10 ⑯の金額欄には、受託医療収入以外で学校又は事業所等の嘱託医であることにより収入すべき金額を記載してください。
- 11 ⑯の金額欄には、所得税法第174条(内国法人に係る所得税の課税標準)第1号に規定する利子等又は第2号に規定する配当等の額(所得税額控除前の金額)を記載してください。この場合、法人税法第23条(受取配当等の益金不算入)の規定により益金に算入されない金額は含めません。
- 12 ⑯の金額欄には、償却資産の売却収入のうち取得価格を超える金額を記載してください。
- 13 ⑯の欄の「付帯事業収入」とは、医療業に比して社会通念上独立した事業部門と認められない軽微なもので医療業の付帯事業として発生する収入金額をいいます。
- 14 「その他の事業の収入金額」の欄には、純売上高を記載してください。
- 15 医療業の総収入金額に含めないもの
- (1) 各種引当金及び準備金の益金算入額
- (2) 医療業に係らない土地等の譲渡所得に係る収入金額(「土地等の譲渡所得」の欄②で区分計算を行うため)
- (3) 従業員の住宅、寮等に係る使用料収入及び食事代収入
- (4) 収入金額に計上した国税又は地方税の還付金又は充当金(還付加算金を除く。)
- (5) 債却資産を売却した場合の取得価格に相当する金額又は保険契約に係る解約返戻金若しくは満期返戻金のうち配当金を除く部分の金額
- (6) 購入した卸資産に係る仕入割戻し額として収入に計上した金額
- (1) 保険者から支払を受けるべき金額
- (2) 被保険者が負担する一部負担金等(入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険併用療養費、訪問看護療養費、家族療養費又は家族訪問看護療養費に相当する金額)
- 7 ⑯の金額欄には、学校又は事務所等との契約に基づく健康診断、予防接種等の給付による収入すべき金額を記載してください。
- 8 ⑯の金額欄には、患者又は付添人等から収入すべき金額のうち、法第72条の23第3項に列挙された健康保険法等の規定に基づく医療等の給付に係るもの以外のものを記載してください。
- 9 ⑯の金額欄には、作業療法等を通じて生産した農作物等の生産品を販売すること、又は物品等の加工若しくは修理を請け負うことにより収入すべき金額を記載してください。
- 10 ⑯の金額欄には、受託医療収入以外で学校又は事業所等の嘱託医であることにより収入すべき金額を記載してください。
- 11 ⑯の金額欄には、所得税法第174条(内国法人に係る所得税の課税標準)第1号に規定する利子等又は第2号に規定する配当等の額(所得税額控除前の金額)を記載してください。この場合、法人税法第23条(受取配当等の益金不算入)の規定により益金に算入されない金額は含めません。
- 12 ⑯の金額欄には、償却資産の売却収入のうち取得価格を超える金額を記載してください。
- 13 ⑯の欄の「付帯事業収入」とは、医療業に比して社会通念上独立した事業部門と認められない軽微なもので医療業の付帯事業として発生する収入金額をいいます。
- 14 「その他の事業の収入金額」の欄には、純売上高を記載してください。
- 15 医療業の総収入金額に含めないもの
- (1) 各種引当金及び準備金の益金算入額
- (2) 医療業に係らない土地等の譲渡所得に係る収入金額(「土地等の譲渡所得」の欄②で区分計算を行うため)
- (3) 従業員の住宅、寮等に係る使用料収入及び食事代収入
- (4) 収入金額に計上した国税又は地方税の還付金又は充当金(還付加算金を除く。)
- (5) 債却資産を売却した場合の取得価格に相当する金額又は保険契約に係る解約返戻金若しくは満期返戻金のうち配当金を除く部分の金額
- (6) 購入した卸資産に係る仕入割戻し額として収入に計上した金額

【新】

第81号の9様式(第46条の11関係)

受付印 年 月 日 福岡県 県税事務所長 殿		課 稅 番 号		課 稅 年 度	
		住 所			
		フ リ ガ ナ			
		氏 名 (名 称)		電話	—
個人番号又は 法人番号(右 詰で記載)					
改修工事対象住宅の取得に対する不動産取得税の 減額申告書 改修工事対象住宅の取得に対する不動産取得税の 還付申請書					
福岡県税条例付則第8条の4 第2項 の規定により、不動産取得税 減額申告書 改修工事対象住宅の取得に対する不動産取得税の 還付申請書					
改 修 工 事 対 象 住 宅	所 在 地				
	延床面積	m^2	宅地建物取引業者 免許証番号	号	
	新築年月日	年 月 日	不動産取得税額	円	
	取得年月日	年 月 日	減額・還付の区分	減・還(年 月 日 納付)
住 宅 性 能 向 上 改 修 住 宅	増改築等工事証明書に記載された工事完了年月日		年 月 日		
	昭和56年12月31日以前に新築された住宅である場合は、総務省令で定める 耐震基準に適合する証明を受けた日		年 月 日		
	該当 区 分	改修工事の内容 (証明書「3. 実施した工事の費用の額」欄の該当するもの)	費 用	判 定 基 準	
	必 須	第1号工事～第7号工事に要した費用の総額	円	譲渡額の20%以上(300 万円超の場合は300万 円以上)	
	い れ カ の 改 修 工 事 要 件 を 満 た す こ と	<input type="checkbox"/> 第1号工事～第6号工事に要した費用の合計 <input type="checkbox"/> 【第4号・第5号・第6号・第7号※】 上記、4号から7号工事のい れ カに要した費用	円	100万円を超えること 50万円を超えること	
	※第7号工事に該当する場合は、既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類の添付が必要 です。				
	譲 渡 先 (個人)	氏 名	譲 渡 額	円	
	住 所				
	譲渡年月日	年 月 日	居住の用に 供した年月日	年 月 日	
事 務 处 理 事 項					
新築された時において施行されていた福岡県税条例第20条の30第1項の規定により 控除されることとされていた額		減額又は還付を 受けるべき額	当 初 税 額		
新 築 時 期		(A) × 税率	円		
昭和29年7月1日から昭和38年12月31日まで	100万円	3万円			
昭和39年1月1日から昭和47年12月31日まで	150万円	4万5千円			
昭和48年1月1日から昭和50年12月31日まで	230万円	6万9千円			
昭和51年1月1日から昭和56年6月30日まで	350万円	10万5千円	円		
昭和56年7月1日から昭和60年6月30日まで	420万円	12万6千円			
昭和60年7月1日から平成元年3月31日まで	450万円	13万5千円			
平成元年4月1日から平成9年3月31日まで	1,000万円	30万円			
平成9年4月1日から	1,200万円	36万円	円		
登 記	年 月 日 受付番号 第	確 認 年 月 日 確 認 者	年 月 日 印	年 月 日 印	

【旧】

第81号の9様式(第46条の11関係)

受付印 年 月 日 福岡県 県税事務所長 殿		課 税 番 号		課 税 年 度	
		住 所			
		フ リ ガ ナ			
		氏 名 (名 称)		電話	—
個人番号又は 法人番号(右 詰で記載)					
改修工事対象住宅の取得に対する不動産取得税の 減額申告書 改修工事対象住宅の取得に対する不動産取得税の 還付申請書					
福岡県税条例付則第8条の4 第2項 の規定により、不動産取得税 減額申告書 改修工事対象住宅の取得に対する不動産取得税の 還付申請書					
改 修 工 事 対 象 住 宅	所 在 地				
	延床面積	m^2	宅地建物取引業者 免許証番号	号	
	新築年月日	年 月 日	不動産取得税額	円	
	取得年月日	年 月 日	減額・還付の区分	減・還(年 月 日 納付)
住 宅 性 能 向 上 改 修 住 宅	工事証明書に記載された工事完了年月日			年 月 日	
	昭和56年12月31日以前に新築された住宅である場合は、総務省令で定める 耐震基準に適合する証明を受けた日			年 月 日	
	該当 区 分	改修工事の内容 (証明書「3. 実施した工事の費用の額」欄の該当するもの)	費 用	判 定 基 準	
	必 須	第1号工事～第7号工事に要した費用の総額	円	譲渡額の20%以上(300 万円超の場合は300万 円以上)	
	い れ カ の 改 修 工 事 要 件 を 満 た す こ と	<input type="checkbox"/> 第1号工事～第6号工事に要した費用の合計 <input type="checkbox"/> 【第4号・第5号・第6号・第7号※】 上記、4号から7号工事のい れ カに要した費用	円	100万円を超えること 50万円を超えること	
	※第7号工事に該当する場合は、既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類の添付が必要 です。				
	譲 渡 先 (個人)	氏 名	譲 渡 額	円	
	住 所				
	譲渡年月日	年 月 日	居住の用に 供した年月日	年 月 日	
事 務 处 理 事 項					
新築された時において施行されていた福岡県税条例第20条の30第1項の規定により 控除されることとされていた額		減額又は還付を 受けるべき額	当 初 税 額		
新 築 時 期		(A) × 税率	円		
昭和29年7月1日から昭和38年12月31日まで	100万円	3万円			
昭和39年1月1日から昭和47年12月31日まで	150万円	4万5千円			
昭和48年1月1日から昭和50年12月31日まで	230万円	6万9千円			
昭和51年1月1日から昭和56年6月30日まで	350万円	10万5千円	円		
昭和56年7月1日から昭和60年6月30日まで	420万円	12万6千円			
昭和60年7月1日から平成元年3月31日まで	450万円	13万5千円			
平成元年4月1日から平成9年3月31日まで	1,000万円	30万円			
平成9年4月1日から	1,200万円	36万円	円		
登 記	年 月 日 受付番号 第	確 認 年 月 日 確 認 者	年 月 日 印	年 月 日 印	

【新】

■改修工事対象住宅の取得に対する不動産取得税の減額申告又は還付申請について

1 要件

本特例の適用を受けるためには、次の要件を全て満たすことが必要となります。

① 宅地建物取引業法第2条第3項に規定する宅地建物取引業者であること。

② 宅地建物取引業者が個人に譲渡する住宅の床面積が50m²以上240m²以下の住宅であること。

※改修工事により、床面積の増減があった場合は、増減後の面積で判定するため、増減後の面積を延床面積欄の下部に()書きで併記してください。

③ 宅地建物取引業者が個人に譲渡する住宅が、地震に対する安全性を有するものとして、次のいずれかに該当する住宅であること。

ア) 昭和57年1月1日以後に新築された住宅であること。

イ) 一定の耐震基準を満たしていることが次のいずれかの書類により証明されたものであること。

・建築士事務所に属する建築士、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関又は住宅瑕疵担保責任保険法人が証する書類(耐震基準適合証明書)

※個人が宅地建物取引業者から当該住宅を取得した日前2年以内に当該証明のための住宅の調査が終了したものに限る。

・住宅性能評価書の写し

※個人が宅地建物取引業者から当該住宅を取得した日前2年以内に評価されたもので、耐震等級が1、2又は3であるものに限る。

・既存住宅売買瑕疵担保責任保険に加入していることを証する書類(保険証券の写し又は保険付保証明書)

※一定の要件に適合する保険契約であって、個人が宅地建物取引業者から当該住宅を取得した日前2年以内に締結されたものに限る。

④ 宅地建物取引業者が個人に対し住宅を譲渡し、その個人が自己的居住の用に供すること。

⑤ 宅地建物取引業者が住宅を取得した後、⑦及び⑧の要件を満たすリフォーム工事を行って個人に譲渡し、当該個人の居住の用に供するまでの期間が2年以内であること。

⑥ 宅地建物取引業者が取得した時点で、新築された日から起算して10年を経過した住宅であること。

⑦ 工事に要した費用の総額が、当該住宅の個人への売買価格の20%以上であること。

(ただし、当該20%となる金額が300万円を超える場合には、当該工事に要した費用の総額は300万円以上)

⑧ 当該家屋について、次のいずれかに該当するリフォーム工事が行われたこと。

ア) 増改築等工事証明書(注1)にある第1号工事から第6号工事までのいずれかに該当するリフォーム工事を行い、工事の合計額が100万円を超えること。

イ) 50万円を超える、第4号工事、第5号工事又は第6号工事のいずれかに該当する工事を行うこと。

ウ) 50万円を超える、第7号工事に該当する工事を行い、給水管、排水管又は雨水の侵入を防止する部分の瑕疵を担保する既存住宅売買瑕疵担保責任保険に加入すること。

2 添付書類

本税制の特例の適用を受けるために、要件を満たした工事を実施していること等を確認できる書類として、以下の書類を添付してください。

(1) 当該住宅の登記事項証明書(譲渡された個人が取得したことを確認できるもの)

(2) 宅地建物取引業者であること(宅地建物取引業者免許証番号)を確認できる書類

(当該番号が明記された売買契約書又は売渡証書、宅地建物取引業者免許証の写しなど)

(3) 宅地建物取引業者が個人に譲渡する際の当該住宅の売買契約書又は売渡証書等

(4) 住宅性能向上改修住宅を譲渡された個人が当該住宅を自己の居住の用に供したことを証する書類

(住民票の写しなど)

(5) 一定の耐震基準を満たしていることを証明する書類(耐震基準適合証明書、住宅性能評価評価書の写し(耐震等級が1、2又は3であるものに限る)、保険証券の写し又は保険付保証明書)

※昭和57年1月1日以後に新築された家屋は除く。

(6) 増改築等工事証明書(注1)

(7) 既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類

(保険証券の写し又は保険付保証明書)

※第7号工事に該当する工事を行った場合のみ必要です。

(注1) 増改築等工事証明書について

増改築等工事証明書とは、次の書類のことをいいます。

① 増改築等工事証明書(特定の増改築等がされた住宅用家屋の所有権の移転登記の税率の軽減の特例及び改修工事がされた住宅の不動産取得税の軽減の特例用)

② 増改築等工事証明書(住宅ローン減税・買取再販用)

【旧】

■改修工事対象住宅の取得に対する不動産取得税の減額申告又は還付申請について

1 要件

本特例の適用を受けるためには、次の要件を全て満たすことが必要となります。

① 宅地建物取引業法第2条第3項に規定する宅地建物取引業者であること。

② 宅地建物取引業者が個人に譲渡する住宅の床面積が50m²以上240m²以下の住宅であること。

※改修工事により、床面積の増減があった場合は、増減後の面積で判定するため、増減後の面積を延床面積欄の下部に()書きで併記してください。

③ 宅地建物取引業者が個人に譲渡する住宅が、地震に対する安全性を有するものとして、次のいずれかに該当する住宅であること。

ア) 昭和57年1月1日以後に新築された住宅であること。

イ) 一定の耐震基準を満たしていることが次のいずれかの書類により証明されたものであること。

・建築士事務所に属する建築士、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関又は住宅瑕疵担保責任保険法人が証する書類(耐震基準適合証明書)

※個人が宅地建物取引業者から当該住宅を取得した日前2年以内に当該証明のための住宅の調査が終了したものに限る。

・住宅性能評価書の写し

※個人が宅地建物取引業者から当該住宅を取得した日前2年以内に評価されたもので、耐震等級が1、2又は3であるものに限る。

・既存住宅売買瑕疵担保責任保険に加入していることを証する書類(保険証券の写し又は保険付保証明書)

※一定の要件に適合する保険契約であって、個人が宅地建物取引業者から当該住宅を取得した日前2年以内に締結されたものに限る。

④ 宅地建物取引業者が個人に対し住宅を譲渡し、その個人が自己的居住の用に供すること。

⑤ 宅地建物取引業者が住宅を取得した後、⑦及び⑧の要件を満たすリフォーム工事を行って個人に譲渡し、当該個人の居住の用に供するまでの期間が2年以内であること。

⑥ 宅地建物取引業者が取得した時点で、新築された日から起算して10年を経過した住宅であること。

⑦ 工事に要した費用の総額が、当該住宅の個人への売買価格の20%以上であること。

(ただし、当該20%となる金額が300万円を超える場合には、当該工事に要した費用の総額は300万円以上)

⑧ 当該家屋について、次のいずれかに該当するリフォーム工事が行われたこと。

ア) 工事証明書(注1)にある第1号工事から第6号工事までのいずれかに該当するリフォーム工事を行い、工事の合計額が100万円を超えること。

イ) 50万円を超える、第4号工事、第5号工事又は第6号工事のいずれかに該当する工事を行うこと。

ウ) 50万円を超える、第7号工事に該当する工事を行い、給水管、排水管又は雨水の侵入を防止する部分の瑕疵を担保する既存住宅売買瑕疵担保責任保険に加入すること。

2 添付書類

本税制の特例の適用を受けるために、要件を満たした工事を実施していること等を確認できる書類として、以下の書類を添付してください。

(1) 当該住宅の登記事項証明書(譲渡された個人が取得したことを確認できるもの)

(2) 宅地建物取引業者であること(宅地建物取引業者免許証番号)を確認できる書類

(当該番号が明記された売買契約書又は売渡証書、宅地建物取引業者免許証の写しなど)

(3) 宅地建物取引業者が個人に譲渡する際の当該住宅の売買契約書又は売渡証書等

(4) 住宅性能向上改修住宅を譲渡された個人が当該住宅を自己の居住の用に供したことを証する書類

(住民票の写しなど)

(5) 一定の耐震基準を満たしていることを証明する書類(耐震基準適合証明書、住宅性能評価評価書の写し(耐震等級が1、2又は3であるものに限る)、保険証券の写し又は保険付保証明書)

※昭和57年1月1日以後に新築された家屋は除く。

(6) 工事証明書(注1)

(7) 既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類

(保険証券の写し又は保険付保証明書)

※第7号工事に該当する工事を行った場合のみ必要です。

(注1) 工事証明書について

工事証明書とは、次の書類のことをいいます。ただし、②については、証明年月日が平成28年4月1日から同月30日までの場合に限りご使用いただけます。

① 増改築等工事証明書(特定の増改築等がされた住宅用家屋の所有権の移転登記の税率の軽減の特例及び改修工事がされた住宅の不動産取得税の軽減の特例用)

② 改修工事証明書(改修工事がされた住宅の不動産取得税の軽減の特例用)

第83号の18様式(第48条の2関係)

受付印		課 税 番 号		課税年度			
年 月 日 福岡県 県税事務所長殿		住 所					
		フリガナ					
		氏 名		(贈与者との続柄 受贈者)			
		電話		— —			
個人番号							
農地等の取得に係る不動産取得税の免除届出書							
次の不動産取得税の納税義務を免除されるよう、地方税法施行令附則第10条第14項の規定により届け出ます。							
納(受 税 贈 者)	住 所						
	氏 名						
贈 与 者	住 所						
	氏 名						
納税義務免除の理由		年 月 日	贈与者 受贈者	死 亡			
1 農地等の贈与に係るものとして徴収猶予の適用を受けた不動産取得税額		円					
2 1のうち、この届出書提出までに農地等の譲渡等をしたため納税義務が免除されない不動産取得税額		円					
3 この届出書の提出により納税義務の免除を受けることとなる不動産取得税額		円					
事 務 处 理 事 項							
通知年月日		年 月 日	調査年月日 調査員	年 月 日	印		
入 力	年 月 日		印				

注 贈与者又は受贈者が死亡したことを証明する書類を添付してください。

第83号の18様式(第48条の2関係)

受付印		課 税 番 号		課税年度			
年 月 日 福岡県 県税事務所長殿		住 所					
		フリガナ					
		氏 名		(贈与者との続柄 受贈者)			
		電話		— —			
個人番号							
農地等の取得に係る不動産取得税の免除届出書							
次の不動産取得税の納税義務を免除されるよう、地方税法施行令附則第10条第16項の規定により届け出ます。							
納(受 税 贈 者)	住 所						
	氏 名						
贈 与 者	住 所						
	氏 名						
納税義務免除の理由		年 月 日	贈与者 受贈者	死 亡			
1 農地等の贈与に係るものとして徴収猶予の適用を受けた不動産取得税額		円					
2 1のうち、この届出書提出までに農地等の譲渡等をしたため納税義務が免除されない不動産取得税額		円					
3 この届出書の提出により納税義務の免除を受けることとなる不動産取得税額		円					
事 務 处 理 事 項							
通知年月日		年 月 日	調査年月日 調査員	年 月 日	印		
入 力	年 月 日		印				

注 贈与者又は受贈者が死亡したことを証明する書類を添付してください。

第134号様式附表(第70条関係)

輕油壳掛明細書

第134号様式附表(第70条関係)

輕油壳掛明細書

徴収する算出表を用いた税額	徴収猶予を受ける期間の区分	① 軽油の数量	②法定欠減量	③差引き後の数量(①-②)	④算出額(③)×32.1円)
納期限後1月以内	リットル	リットル	リットル	円	
納期限後2月以内					
計					

徴収する算出表を用いたる受け額	徴収猶予を受けようとする期間の区分	① 軽油の数量	② 法定欠減量	③ 差引き後の数量(①-②)	④ 算出額(③×32.1円)
	納期限後1月以内	1	1	1	円
	納期限後2月以内				
	計				